

平成26年11月11日

東久留米市長 並木 克巳 殿

東久留米市財政健全経営検討会議
委員長 平井 文三

答 申 書

平成26年5月27日付、26東久企行発第14号をもって本会議に諮問されました「東久留米市財政健全経営に係る基本的考え方」について、ここに成案を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

財政健全経営に係る基本的考え方（答申）

平成 26 年 1 1 月
東久留米市財政健全経営検討会議

答申に当って

平成 25 年から 26 年にかけて、『中央公論』誌上において、増田寛也氏を座長とする日本創生会議が、2040 年（平成 52 年）には 896 の市町村が消滅するという予測を発表し話題を呼んだ（これらの論文は、増田寛也編『地方消滅』（中公新書）として単行本化されている）。これを受けて、国においても、9 月の第二次安倍晋三内閣の改造において新設の地方創生大臣に石破茂氏を任命するとともに、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、26 年秋の臨時国会には「まち・ひと・しごと創生法案」が提出されている。消滅すると予測される 896 の市町村の中には、東久留米市は入っていない。これは、この予測の前提が、2010 年から 2015 年の人口の社会的移動傾向が継続した場合、すなわち、東京圏への人口移動が継続した場合に、20 歳から 39 歳の女性が 2010 年に比べて 2040 年で半減してしまい、人口の再生産ができない市町村を消滅しうるものとして列挙したからである。

だからといって、東久留米市が安心できる訳ではない。この予測に基づけば、2040 年には、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は高齢化率 35%の超高齢都市圏となり、さらには、人口流入の源であった地方市町村の人口自体が減少しているために、人口流入の絶対数が減少し、東京圏自身の出生率も低いことから、東京圏は更に高齢化が進みつつ人口減少期に入るのである。

高齢化が進んだ大都市はどうか。『地方消滅』では札幌市のケーススタディが掲載されている。ここでは、周辺都市の一戸建てに住んでいた住民が、高齢になって札幌市内の集合住宅に回帰しているのである。寒冷・積雪地という特殊性はあるものの、東京圏のベッドタウンとして発展してきた東久留米市も、同様に、都心回帰によって人口が急減するという憂き目に合いかねない。人口が急減すると、既存のコミュニティは崩壊する。出て行く力のある者は、出て行くための所得や資産のある者、新たな職を別の場所で見つけることのできる者であるから、残されるのは、出て行く力もない弱者である。自治体は、所得の高い者を失い、域内の固定資産の価値も失い、自主財源の多くを失い、財政が破たんして「自治」体として機能できなくなる。自治体が破綻に至った場合、そのマイナスの影響を最も強く受けるのは、残された弱者となる。

ただし、東久留米市の所在する多摩地区は、人口・面積共にそれほど大きくないベッドタウンが多数存在し、都市間競争と都市間協調の両方の力が働くという特徴がある。2040 年までに、東久留米市として、近隣都市に競争で負けないように足腰をしっかりさせつつ、必要に応じて協調体制をとっていければ、コミュニティとして、そして都市自治体として生き残ることは十分可能であろう。

東久留米市がまず取り組むべきは、自立した自治体としての経営を確立することであろう。この度、並木克巳市長から我々財政健全経営検討会議に対し、東久留米市を「夢と希望のもてる元気なまち」にしていく、その「未来への責任」を果たすための「財政健全経営計画」の基本的考え方について諮問をいただいた。我々は東久留米市の持続可能な行政経営を実現するための方向性を打ち出すべく、5 月から半年間にわたり、6 回の会合を開催し、毎回、予定の時間を超過して議論を行い、ここに答申を取りまとめるに至った。

荒削りではあるが、東久留米市が取り組むべき優先事項の骨太の方向性は示せたと考えている。これまでの行財政改革計画と違い財政面ばかりでなく、「経営計画」として、国に負けない「成長戦略」の萌芽も盛り込んである。市長始め市長部局の職員、執行機関、そして、住民自治・団体自治の担い手である議会の議員各位のお役に立てれば、この上の無い喜びである。

東久留米市財政健全経営検討会議
委員長 平井文三

目 次

1	諮問の主旨等	1
(1)	諮問主旨	1
(2)	「財政健全経営計画」の計画期間	2
2	東久留米市の現状等	3
(1)	市政を取り巻く現状と課題	3
(2)	財政収支の状況、予測等	3
(3)	市民満足度調査の結果	6
3	財政運営の基本目標	8
(1)	財政調整基金の水準、運用に関する目標	8
(2)	基礎的財政収支を通じた財政規律の保持	9
4	市政運営の基本方針～財政身の丈の市政運営～	11
(1)	地方自治の本旨と市政運営の責任	11
(2)	行政評価手法の強化促進	13
(3)	職員が生き生きと働ける職場づくり	14
ア	市政運営、経営の担い手としての職員育成	14
イ	給与の適正化	15
ウ	定員管理の適正化	16
(4)	歳入の確保、歳出の抑制	17
	[歳入]	
ア	市税等の確保	17
イ	受益者負担の適正化	19
ウ	新たな歳入創出	22
エ	公有財産の有効活用	23
	[歳出]	
ア	行政サービスの適正化	24
イ	事務事業の総点検（行政の合理化・簡素化）	25
ウ	特別会計繰出金の抑制	26
(5)	民間活力の導入による行政サービスの維持向上	28
(6)	補助金等の適正化	33
5	社会資本の効率的整備（公共施設の集約的整備・維持管理の効率化）	35
6	地域活力の向上	37

(1) 新たな企業等誘導（上の原地区）	37
(2) 地元産業の安定化や活力の向上等	37
7 今後の進め方～財政健全経営計画（実行プラン）の策定に向けて～	40

資料

別表 1 諮問書	
別表 2 性質別歳出（平成 25 年度決算）	
別表 3 年齢（3 区分）別人口	
別表 4 歳入・歳出の費目別推移	
別表 5 財政健全化判断比率等	
別表 6 財政力指数	
別表 7 国民健康保険 法定外繰入金の状況（平成 25 年度）	
財政健全経営検討会議委員名簿	
財政健全経営検討会議審議経過	

1 諮問の主旨等

(1) 諮問主旨

東久留米市は、社会保障関係経費の増加、経済低迷等を受けて厳しい財政状況を余儀なくされている。このような状況にあつて、第4次行財政改革基本方針及び同アクションプラン（平成23年度から27年度までの5年間）の期間満了に伴う新たな計画を策定することとなった。策定に当っては、本年1月に就任した並木克巳市長の指示に基づき、本年4月に学識者及び公募市民委員等10名の委員で構成される「財政健全経営検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、この検討会議の答申を踏まえ、自治体たる市としての経営目標を示し、財政規律の視点等も配慮した「財政健全経営計画」を策定していくこととした。

本年5月には、検討会議の第1回会議が開催され、市長から、これらの点を踏まえた諮問がされるとともに（別表-1 「諮問書」参照）、検討会議で諮問に対する答申を議論するに当っては、安定した財政運営と効率的な市政運営に向けて5点の視点に留意する旨の意向が示されている。

- ・自治体としての経営目標
- ・財政規律の保持
- ・財政身の丈の市政運営（行政評価手法の強化促進、歳入の確保、歳出の抑制）
- ・社会資本の効率的整備
- ・地域活力の向上

(参考)

『東久留米市を「夢と希望の持てる元気なまち」にしていく、そのためには財政の建て直しが重要であり、その根底にあるのは「未来への責任」である。この「未来への責任」を果たすため、平成28年度から5ケ年を計画期間とする財政健全経営計画を策定していく。』（諮問文）

『東久留米市の財政は厳しい状況にあり、こうした市財政を健全化するためには、本市の身の丈に合った財政運営に努め、自治体としての経営目標等もって市政の舵取りにあたらなければならないと考えている。基礎的自治体としての責任を果たしつつ、その実現のためには、社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉え、民間の活力も活用しながら、常に歳入と歳出構造を見直し、その改善を図るべく不断の行財政改革に取り組まなければならない。』（第1回検討会議市長挨拶）

第4次行財政改革基本方針及び同アクションプランの策定は、市役所内部で行財政改革の推進の検討を行う組織である「行財政改革推進本部」での議論等を経て行われてきた。しかし、将来的にも厳しい財政状況が続く現実を踏まえ、専門的・市民的な視点を加え、自主性、自立性のある地方自治体として、中長期的な経営視点を持って「財政健全経営計画」の策定に取り組む必要があることから、市長の指示に基づき検討会議での議論等に付することになったものである。

(2) 「財政健全経営計画」の計画期間

「財政健全経営計画」の計画期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とする。

市では、「財政健全経営に係る基本的考え方」を踏まえ、平成 27 年 8 月に、具体的に行財政改革を推進していくための行動計画を示す実行プランの策定を予定している。こうして、財政健全経営に係る基本的考え方とその実行プランとが一体となり、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間の計画期間とする「財政健全経営計画」を示していくことになる。

なお、実行プランにおいては、成果が金額で示せるものは、その目標額を示すものとする。

2 東久留米市の現状等

(1) 市政を取り巻く現状と課題

本市では、平成8年度以降、第4次に渡り行財政改革基本方針及び同アクションプランを策定してきた。直近の平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする第4次行財政改革基本方針及び同アクションプランでは、以下3点を基本方針に掲げ、行財政改革を推進してきている。

- ・市行政の担うべき役割の重点化
- ・行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- ・自主性・自立性の高い行財政運営の確保

しかし、市財政の状況は極めて厳しい。

平成25年度決算における本市の歳出総額は372億8千9百万円となり、5年前と比べ24億6千4百万円(7.1%)増となっている。

少子高齢化の進行を受けて、平成25年度決算における扶助費は109億2千6百万円となり、5年前と比べ37億4千7百万円(52.2%)増加している。一方、人件費は、25年度は54億7千8百万円と5年前と比べ22億7千7百万円(29.4%)減少している。平成25年度市民一人あたり人件費では、47,056円と多摩26市中25番目になっている。

金額ベースでは、扶助費等の増加を人件費の減少で補っている状況が続いている。(別表-2参照)

ただし、指定管理者制度の導入、民営化、民間委託等の推進により、従来の人件費が委託料等の物件費に振り替わっている部分などもあり、人件費の振替えのすべてが行政サービスの需要額に対応してきたものではない。

これまでの第4次行財政改革アクションプラン、定員管理計画を推進する中で、スポーツセンター及び生涯学習センターへの指定管理者の導入、保育園民営化や小学校給食調理業務の委託化など行財政改革の取り組みを進めてきた。団塊世代が大量退職する中、原則、退職者を補充せずに上記のような対応を取ることで、結果として人件費の抑制を図ることができた。しかし、今後は、退職者の人数も限られ、こうした扶助費等の増加を人件費の減少で補うことができない状況にある。

(2) 財政収支の状況、予測等

[人口の推移]

本市の直近4ヵ年における年齢3区分別人口の推移としては、表-1)に示すとおりである。

首都圏のベッドタウンとして発展してきた本市は、人口総体としてほぼ横ばいで推移しているが、65歳以上の高齢者の人口割合は年々増加する一方で、14歳以下の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少傾向にある。

平成26年1月時点の高齢化率は25.4%と高く、多摩26市で3番目となっている。(別表-3参照)

今後は、総人口が若干下がると予測される中で、平成 32 年には高齢化率は 31.8%まで上昇し、生産年齢人口が大幅に減少することが予測されている。(表一(2)参照)

直近4か年：年齢3区分別人口の推移

【表(1)】

【各年1月1日現在】

年齢階級別	男女別	23		24		25		26	
		人数	人口割合	人数	人口割合	人数	人口割合	人数	人口割合
0～14歳	男	7,683		7,559		7,597		7,516	
	女	7,137		7,051		7,076		7,129	
	小計	14,820	12.91	14,610	12.77	14,673	12.67	14,645	12.58
15～64歳	男	37,168		36,778		36,863		36,603	
	女	35,847		35,561		35,801		35,554	
	小計	73,015	63.62	72,339	63.23	72,664	62.73	72,157	61.98
65歳以上	男	11,909		12,150		12,593		13,028	
	女	15,028		15,315		15,910		16,587	
	小計	26,937	23.47	27,465	24.00	28,503	24.61	29,615	25.44
総	数	114,772		114,414		115,840		116,417	

※法改正により、平成 24 年 7 月 9 日から外国人住民も住民基本台帳の対象となったため、平成 25 年から外国人住民が含まれる。

本市の将来人口(ケースⅡ：趨勢型、平成 12→17年ベース)

【表(2)】

		基準人口	推計人口		
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総計		115,330	116,749	117,095	115,985
年齢階層別人口	0～14歳	15,482	14,862	13,692	12,453
	15～64歳	77,227	73,277	69,167	66,663
	65歳～	22,621	28,610	34,236	36,869
	75歳～	8,150	12,169	16,554	20,668
年齢構成比	0～14歳	13.4%	12.7%	11.7%	10.7%
	15～64歳	67.0%	62.8%	59.1%	57.5%
	65歳～	19.6%	24.5%	29.2%	31.8%
	75歳～	7.1%	10.4%	14.1%	17.8%

【出典：第4次長期総合計画基礎調査報告書別冊】

【市財政の状況】

平成 25 年度経常収支比率は 95.5%で、対前年度比 1.3 ポイントの改善となっている。

しかし、本市の歳入の根幹をなす市税は、平成 25 年度決算ベースで多摩 26 市の中で市民一人あたり 139,230 円と、26 市の平均 166,633 円を大きく下回り、26 市中 21 位と下位に位置している。内訳では、個人市民税が市民一人あたり 62,451 円(26 市中 17 位)、法人市民税が市民一人あたり 5,018 円(26 市中 23 位)と下位に位置している。固定資産税、株式等譲渡所得割交付金や臨時財政対策債等の収入は増加している。

しかし、歳出については、少子高齢化の進行に伴い扶助費等が年々増加しており、直近 5 年間において 37 億 4 千 7 百万円増加するとともに、5 年間で約 1.5 倍、10 年間では約 2.1 倍の増となっている。

このように、扶助費を中心とする社会保障関係経費などの増加によって、引き続き、財政の硬直化が続いている。今後も、この傾向が続くことが予測され、加えて、将来的な課題として、公共施設の老朽化対策などの必要性も出てくることが予想される。特に、本市の市民一人あたり投資的経費は 26 市中 18 位であり、歳出面からもインフラ整備等が進んでいない状況が伺える。財政調整基金については、5 年間で 18 億 7 千 6 百万円と約 3.9 倍増加しているが、これには前述の投資的経費の支出が少ないことも一因になっていることが考えられる。

公債費は、財政規律の保持に努めてきたことから、平成 22 年度の消防移管に伴う繰上償還等の特殊要因を除くほかは、年々減少している。しかし、多摩 26 市の比較でみると、平成 22 年度の市民一人あたり 28,702

円（4番目）、平成25年度には25,815円（5番目）依然高位に位置している。

[財政状況の推計]

平成28年度から32年度までの5年間における財政状況の推計を別表-4に示す。

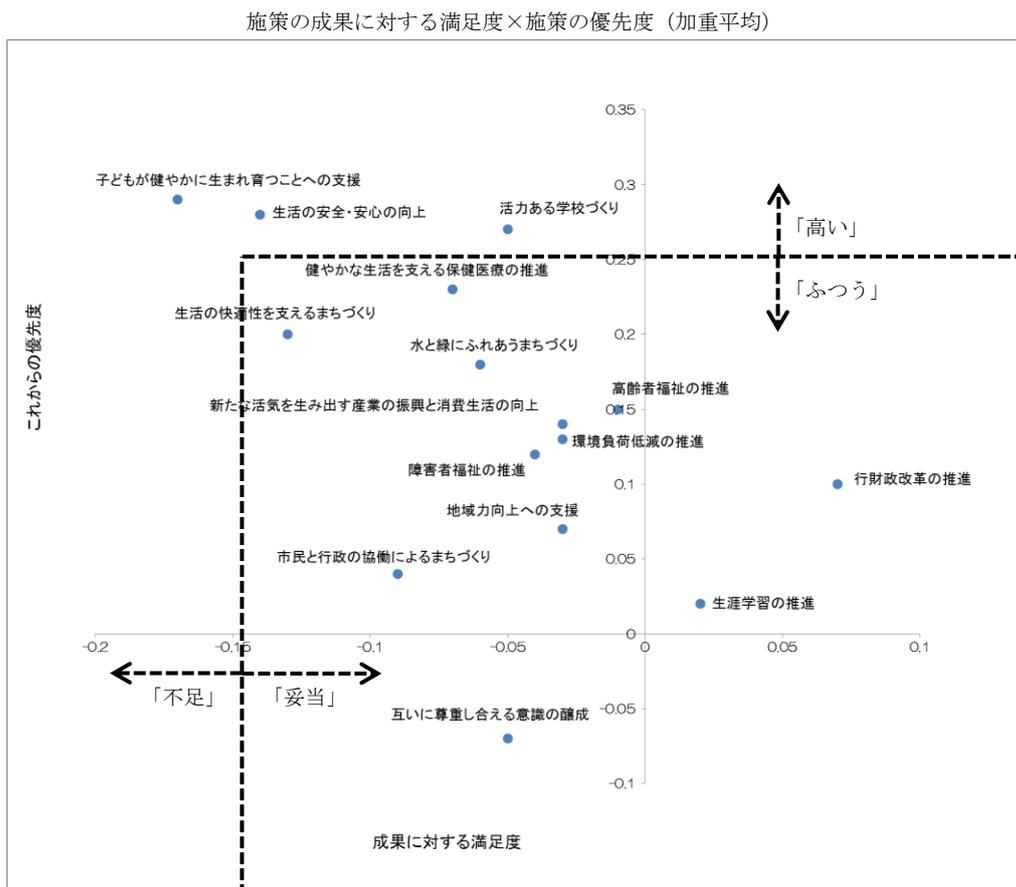
※経常収支比率とは、経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的に収入される一般財源、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計に占める割合を示すもので、当該自治体の財政構造の弾力性を表す指標として用いられるものである。

(3) 市民満足度調査の結果

本年8月に、本計画の策定にあたり市民意向を調査するため、これまでの施策成果アンケートに加えて市民満足度調査を実施している。これは、施策ごとに費用、成果から満足度（優先度）を調査するもので、その結果は以下のとおりであるが、少子化や自然災害等の現在、身の回りで起きている状況を受けて、子ども、防災に関する施策に対する市民ニーズ、意識が高いということが読み取れる。

市民満足度調査結果及び考察

総括



「成果に対する満足度」からの考察

■ 「満足度指数・優先度指数による評価基準」では、成果に対する満足度の評価について、-0.15以上から0.15未満までの間において「妥当」としているが、唯一「やや不足」の評価となっているのが「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」です。また、「03 行政改革の推進」、「13 生涯学習の推進」の2施策のみがプラス評価を得ています。

「これからの優先度」からの考察

■ 「満足度指数・優先度指数による評価基準」では、優先度の評価について、-0.25以上から0.25未満までの間において「ふつう」としていますが、「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」、「06 生活の安全・安心の向上」及び「12 活力ある学校づくり」が優先度において「高い」との評価となっています。また、唯一「02 互いに尊重し合える意識の醸成」のみが優先度においてマイナス評価を得ています。

「成果に対する満足度」及び「これからの優先度」両評価軸からの考察

■「成果に対する満足度」及び「これからの優先度」両評価軸から考察するならば、「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」が、唯一両評価からそれぞれ「やや不足」及び「高い」との評価を得ているので、当市市民全体の傾向としては、この「11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」がより注力していくべき施策と考えていることが伺えます。

また、優先度評価からは、「06 生活の安全・安心の向上」及び「12 活力ある学校づくり」が「高い」との評価を得ているので、この2施策についても高いニーズがあることが伺えます。

※「施策に投じた費用に対する満足度」からは、「03 行財政改革の推進」及び「08 高齢者福祉の推進」のみが「やや過大」との評価を得ています。

3 財政運営の基本目標

(1) 財政調整基金の水準、運用に関する目標

[東久留米市の現状等]

[経営目標（財政調整基金の水準、運用）]

- ・ 財政調整基金の経常的 20 億円の確保を目指す
- ・ 財政調整基金は、経常経費に投入しない市政運営を目指す

市では、毎年 8 月、行財政改革アクションプランの改定を受けて、次年度予算編成に向けて重点施策を整理するとともに、①財政調整基金を経常経費に投入しないこと、②財政規律を保持することに努めることとして取り組んできた。将来的にも厳しい財政状況が続く中で、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などを踏まえ、将来に渡り持続可能な市政運営を目指し、市長は、上記の財政調整基金の水準、運用を「自治体としての経営目標」として掲げ、この目標達成に向けて、さらなる行財政改革に取り組んでいく考えである。

財政調整基金は、平成 21 年度の 6 億 4 千 8 百万円から平成 25 年度が 25 億 2 千 4 百万円に増加している。また、財政調整基金は、地方財政法第 4 条の 3 及び同条の 4 に示すとおり、年度間の財源調整や災害等緊急時対応のためのものであり、言い換えれば緊急時のための手元流動資産である。

したがって、不足しても危機管理上の問題が生じ、多すぎても税金として集められた資金の機会損失となる。市としては、国等の考え方も踏まえ標準財政規模の 10%程度が適正と考えており、予算編成時も含めて経常的に 20 億円確保することを目指している。

[提言]

- ・ 財政調整基金の積立額は、標準財政規模の 10%相当を基準とし、経常的に 20 億円確保するとともに、財政指標の改善を目指し、適正に管理していくことが必要と考える。
- ・ 財政力指数、経常収支比率（臨時財政対策債の除外したときの数値も把握）などの基礎的な財政指標や財政健全化法の施行に伴い健全化指標として定められた 4 指標（別表-5 参照）に関しては、経年の動きを整理して示し、容易に状況変化が把握できるように努めるべきである。
- ・ 健全化の判定基準を超えない場合であっても、数値の急激な変動が生じるなど財政状況の悪化が懸念された場合は、直ちに、検討等を加え、適正な対応を図っていくべきである。
- ・ 公会計制度については、国からも財務マネジメントの取組みとして複式簿記・発生主義を加えた地方公会計（新公会計制度）の整備促進に向けて考えが示される中で、本市でも早期導入に向けて検討等していく必要がある。

[他市の状況]

- ・八王子市では、「財政白書（平成 20 年度版）」において、財政調整基金残高目標額を「標準財政規模の 5%+次年度当初予算に計上する財政調整のための取崩し額」としている。
- ・狛江市では、平成 24 年 11 月策定の「狛江市中期財政計画」において、平成 27 年度までに 4 点の財政指標上の目標値を設けており、そのうち、財政調整基金残高は、同年度末までに標準財政規模の 10%まで上昇させることとしている。
- ・調布市では、平成 22 年 3 月に策定された「財政の健全化維持のためのガイドライン」において、財政基盤強化の取組の一つとして財政調整基金は市税総額の 1 割程度の確保を目標としている。

(2) 基礎的財政収支を通じた財政規律の保持

[東久留米市の現状等]

[財政規律の保持（基礎的財政収支を通じた財政規律の保持）]

- ・基礎的財政収支（プライマリーバランス）の保持

国、地方を合わせて多額の長期債務を抱えており、基礎的財政収支の改善が求められている中、市では、世代間負担の公平化及び将来負担のあり方等を踏まえ、債務残高の縮減に向けて、臨時財政対策債を含めて新規借入額が償還額を上回らないとする基礎的財政収支の保持に努めてきた。そして、市長は「自治体としての経営目標」と同様に、次年度予算編成に向けて、上記の〔財政規律の保持（基礎的財政収支を通じた財政規律の保持）〕の配慮に努めていくとの考え方を示した。

また、臨時財政対策債の発行額が増加してきている状況で、将来にわたり臨時財政対策債を含めた財政規律の保持は必ずしも容易ではない。しかし、平成 25 年度決算（普通会計）における地方債残高は 254 億 1 千 1 百万円で、うち臨時財政対策債等残高は 167 億 6 千 3 百万円となっており、確実に地方債残高は減少している。（表－(3)参照）また、決算時での市民一人あたり借入額は、平成 21 年度は 229,818 円であったが平成 25 年度は 218,285 円となっており年々改善が図られている。

しかしながら、新規借入れが抑制されることからインフラ整備等の遅れも懸念される。

[提言]

- ・将来に渡り持続可能な市政運営を行っていくために、従前のおり臨時財政対策債を含めて基礎的財政収支の保持を通じて財政規律の保持に努めていくことが必要と考える。
 - a) 臨時財政対策債は、地方交付税特別会計の借入残高が著しく増加する中で、地方公共団体が直接借入れを行う方式に切り替えられた、言わば、地方交付税の振り替わりとして発行される地方債であり、地方財政法第 5 条に定める経費外にも充当できるものである。
 - b) しかし、地方財政制度の改正により導入された臨時財政対策債の借入先は、あくまでも地方公共団体であり、特例（赤字）地方債であるという認識を持ち、これに頼らない財務体質へと転換できるように取組むことが肝要である。
- ・一定程度の債務残高の減少を達成することを条件として、中長期的な視野に立って、企業等誘導などの税収構造の改善が期待できる事業や既存の行政サービスを維持するために計画的に進められる公共インフラ整備、集約事業（公共施設マネジメント）などに限定し、財政規律を緩めることなく、最低限の普通建設事業

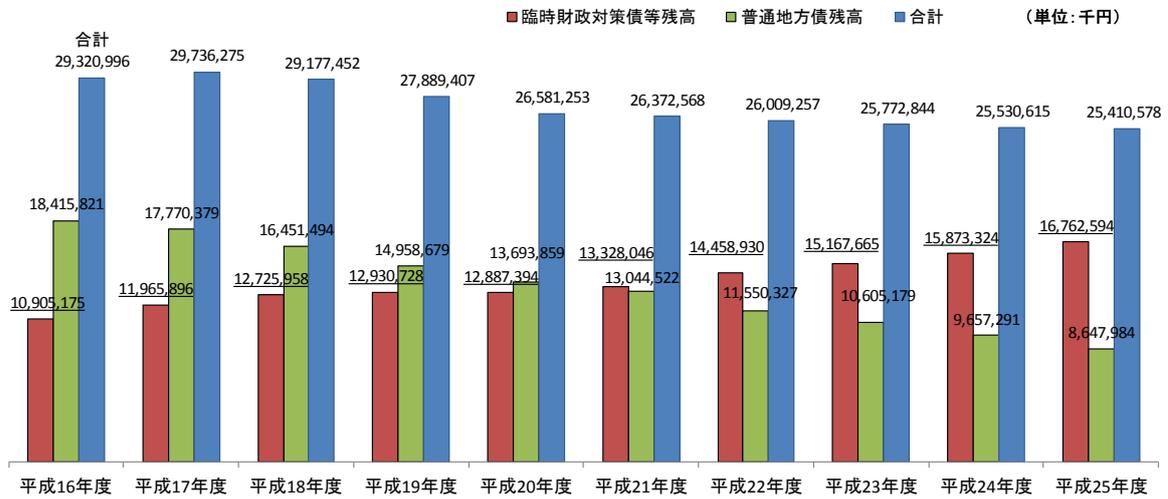
債を発行することは可能と考える。

- ・臨時財政対策債を含めた基礎的財政収支の保持を図る場合、経常収支比率は悪化するため、臨時財政対策債を除外した数値の変化の把握が必要である。

[資料等]

地方債残高の推移

【表(3)】



※基礎的財政収支とは、税収・税外収入と、国債費を除く歳出との収支のことをいう。その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収・税外収入でどれだけ賄えているかを示す指標である。

4 市政運営の基本方針 ～財政身の丈の市政運営～

少子高齢化の進行に伴い、扶助費をはじめとする社会保障関連経費は、今後、さらに増加していくことが確実である。

平成 25 年度決算を見ても、自主財源の基盤である市税は、歳入に占める構成比率は 42.0%であり、本市の税収構造は極めて脆弱である。財政力指数についても 0.805 と多摩 26 市中 21 位と下位に位置しており、増々、厳しい市政運営を余儀なくされている状況にある。(別表一(6)参照)

また、国、地方を合わせて 1200 兆円を超える長期債務を抱え、基礎的財政収支の改善も求められている中で、安定した財政運営、効率的な市政運営に向けて、改革、改善に取り組んでいく必要がある。一方で、市民満足度調査の結果から、少子化の中で、子どもの健やかに生まれ育つことへの支援、災害への備えなどが課題とされる中で生活の安全・安心の向上に対する施策への市民ニーズが高いことが伺える。

こうした状況を踏まえ、並木克巳市長から「財政身の丈の市政運営」の考え方が示されている。

市長は、基礎的自治体としての責任を果たしつつ、その実現のためには、社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉え、民間の活力も活用しながら、常に歳入と歳出構造を見直し、その改善を図るべく「財政身の丈の市政運営」の旗印のもと、不断の行財政改革の推し進めていくとしている。

(1) 地方自治の本旨と市政運営の責任

市政は、憲法第 92 条に規定する地方自治の本旨に基づいて行われる。地方自治の本旨とは、住民自治と団体自治の 2 つである。住民や団体の意思で市政を進めることについては声高に叫ばれがちであるが、他方、その意思に基づく市政運営の結果について、たとえそれが不利益な結果になろうとも、住民や団体が責任を負わなければならないということは忘れられがちである。

市政には、住民意思が、議会や、場合によっては直接参加の仕組みを通じて生かされること、独立した団体として自主性、自律性のある経営視点が、市長、執行機関、議会、個々の市職員を通じて必要とされることは忘れてはならない。政策の失敗、特に財政の悪化や破綻の責任は、自治の最終的な主体者である住民が負うのであり、住民は、厳しい財政状況に対する認識と、現状に対する的確な対処を怠った場合には高い負担と低い行政サービスを甘受しなければならないことに対する自覚が必要である。

これまでの自治体の財政破たん(悪化)に対しては、国全体としては経済の高度成長基調にあったために、国の支援と歳出削減努力で乗り切ることができた。しかし、今後は、日本全体の高い経済成長は望めない一方で、『地方消滅』で論じられているように、地方での自治体破綻が相次ぐ事態となると、国の十分な支援を望むことは困難になることが予想される。また、東京都にしても、都全体としては財政力指数が 1 を超え、不交付団体とはなっているが、道府県分と 23 区の大都市行政分に分けた場合、道府県分については既に財政力指数が 1 を割っている。

すなわち、東久留米を含めた三多摩や離島行政のための財源としては、税収だけでは不十分になっているということであり、こちらの支援も期待できなくなる可能性がある。

国家と自治体の差は、国家を超えた人の移動の障壁に比べ、自治体間の人々の移動は容易であることである。自治体の財政が悪化し、負担増・サービス低下が始まると、年齢、所得、資産、その他転居が容易な属性を有する者から、当該自治体を離脱することになる。その結果、残されるのは、高齢だったり、貧困だったりするために、当該自治体から他自治体へ転居できない者だけとなる。しわ寄せは弱者に来るのであり、そのようにならないような市政運営に早期に取り組むことが重要である。

※自主財源とは、地方公共団体が自らの手で徴収または収納できる財源をいう。その使途が一般的な目的に使われるものであるか、特定の目的に使われるものであるかは問わない。この意味での自主財源には、地方税、使用料、手数料、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金等がある。これに対し、国又は都道府県が関わる依存財源として、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方債等がある。

※住民自治とは、当該地方公共団体の地域に住む住民の意思と責任に基づいて、当該地方公共団体の行財政運営を行う。

※団体自治とは、国から独立した組織体としての地方公共団体が、当該団体の意思と責任に基づいて、その行財政運営を行う。

(2) 行政評価手法の強化促進

[東久留米市の現状等]

平成10年代頃から多くの市町村において、行政運営における施策レビューの仕組みとして「行政評価制度」が導入されてきた。その多くは、PLAN・DO・CHECK・ACTのサイクルによる事務事業評価を基本に、行財政改革ツールとして導入されている。

市では、平成14年度から、市民視点に立った成果重視の行政運営を実現し、市民に対する説明責任を果たすため、全ての事務事業を対象に「事務事業評価」を実施するとともに、毎年度、公表している。

しかし、行政評価制度が行財政改革ツールとして位置付けられている一方で、事務事業の改革、改善に向けては、別に検討組織を立ち上げるなど、行政評価制度が本来のねらいとしていた機能を果たしていないことから、行政評価制度の再構築が課題となっている。

また、平成22年度から25年度まで「事業仕分け」を実施してきたが、平成26年度からは検討会議が設置されたことから、この検討会議から学識者、市民委員等5名を委員とする外部評価を試行的に実施している。

[提言]

- ・行政評価（施策評価表、事務事業評価表）を行財政改革ツールとして活用するために、改革、改善に結びつくように事務事業の実効性、効果などを十分に検証できる評価の仕組みを再構築するべきである。
- ・平成26年度から試行実施した外部評価については、より良い市政運営へとつなげていくために、この試行実施で具体化した手続き上の課題を踏まえ、行政評価（事務事業評価表、施策評価表）の中に外部評価を位置づけながら再構築していくべきである。
- ・事務事業の実施及び説明責任を負うのは、第一義的には担当所管であり、事務事業の評価、今後の方向性をしっかりと整理し示していく必要がある。
- ・市が執り得る具体的な方策として、以下のことが考えられる。
 - ⇒1 施策評価及び事務事業評価では、目標管理型事務事業評価を行っていくことのみならず、個別施策、事務事業が真に効果を有するかを検証する因果関係評価、不要な事業等を洗い出す行政事業レビューも行っていくことも必要である。
 - 2 目標管理型事務事業評価の前提は、施策、事業運営が経営感覚を持って運営されていることであるが、事務事業を実施するにあたり、施策に照らした事務事業ミッションの明確性、事務事業ミッションの達成に対する手段の厳格な選択、達成度を図る指標の選択と設定、そして、実施後にその達成度の業績測定を行い、改善につなげるという戦略的なP・D・C・Aサイクルの構築が行わなければならない。
 - 3 また、事業選定に当たっては、市が自らの政策優先度を踏まえて提示する方法も検討すべきであり、また、評価結果に対する市の対応について、一定期間を経て外部評価委員へ報告するとともに公表する必要がある。
 - 4 再構築された行政評価を活用し、「現金、現物給付サービスの見直し」、「事務事業の総点検」、「補助金等の適正化」に取り組んでいく。
 - 5 因果関係評価等を実施するための技術的方策を研究する。

(3) 職員が生き生きと働ける職場づくり

ア 市政運営、経営の担い手としての職員育成

[東久留米市の現状等]

地方分権が進む中で、少子高齢化や高度IT社会の進展、環境問題などの複雑な課題が山積しており、これらに迅速かつ的確に対応した行政運営が求められており、このような行政運営の担い手である職員の育成のために市では、平成21年3月に「東久留米市職員人材育成基本方針」を策定し、これまで同方針に基づく様々な取り組みを行ってきた。厳しい財政状況の中で、市民の暮らしと生活を支える行政の担い手である職員の育成は、団塊世代の大量退職に伴った影響も顕著になりつつある状況で、特に団塊世代の仕事のノウハウ継承等の課題もあり急務となっている。

[提言]

- ・行政運営の担い手は市職員であり、職員自身が仕事の優先順位と目標を定め、仕事をマネジメントできるようにすることが必要である。加えて、管理職には、部下への業務配分、健康管理、そして信頼される評価者としての役割が求められている。したがって、平成28年度から制度化される「人事評価制度」の取り組み等の中で、組織全体の職員の経営能力育成をどのようにしていくかが重要である。
 - ・財政健全化、行財政改革の推進主体も職員であり、改革、改善に真摯に取り組む、職員の満足度や達成感も高められるように進めていくとともに、人事評価において、給料、処遇等でも適正な評価を受けるようにすべきである。
 - ・また、民間活力の導入が進むと、内部ハイラーキー（ヒエラルキー）でのマネジメントではなく、外部主体との契約関係を通じてマネジメントしていくことが必要となる。民事法務や企業会計の知識、経験等も必要であり、この点での対応も求められる。
 - ・職員が能力を最大限発揮し、市民サービスへ貢献等ができるように、仕事と生活を共存させていくための働き方の改革、職場環境の整備等が求められており、男女を問わず年次休暇の取得促進、育児休暇制度等を充実させていく必要がある。
 - ・市が執り得る具体的な方策として、以下のことが考えられる。
- ⇒1 若手世代には、ジョブ・ローテーションを通じて市政を広く経験するとともに、手話、外国語等の市民インターフェイスとしての能力も内部、外部研修等を通じて取得できるように自主研修などの活動も奨励する必要がある。
- 2 職員のより専門的な能力開発に向けては、専門の研修機関や大学院等の社会人枠の活用なども考えられる。
- 3 ある分野のエキスパートとして、活躍することも可能とするキャリアパスの仕組みも検討すべきである。
- 4 管理職におけるマネジメント能力の向上に向けては、忙しい中でも時間を割いて、プロセス管理手法の取得や企画立案、戦略的スキルアップのための事例等知識を高めるための研修等に派遣していくことも必要である。
- 5 その他、人材育成に向けて、様々な制度等の充実を図るべく調査、研究等を進める必要がある。

※ハイラーキー（ヒエラルキー）とは、ピラミッド形に上下に序列化された位階制の秩序や組織のことをいう。

※インターフェイスとは、接点、境界面、接触面、接合面、仲立ち、橋渡しなどをいう。

イ 給与の適正化

[東久留米市の現状等]

市では、第4次行財政改革アクションプランに「給与制度の見直し」を掲げ、給料表の東京都表への移行、地域手当の見直し、各種手当の適正化などに取り組んでいる。現状、職員の年間における平均給与は414,464円と、多摩26市でも下から2番目と下位に位置しており、地域手当も10%の最低となっている。(但し、国の官署がない地域である本市の地域手当は総務省が示し、5級地6%である。)

級地区分：地域手当に関しては、職員給与以外にも様々な制度の算定にも活用されており、その影響は大きく課題となっている。(【級地区分に関する課題】参照)

その他の諸手当は、東京都給与体系に合わせるように取り組んでいる。

今後も、東京都給料表に準拠に基づき、給与の適正化に取り組んでいく。

[提言]

- ・人事評価制度には、努力し、成果を上げた者が報われる制度を組み入れた運用とするべきである。
- ・級地区分：地域手当については、診療報酬、介護報酬等にも影響することから、人材確保、育成の点からも「中核的な都市を基準としない、労働市場が共通の都市の一体性」について研究を進めるべきである。

【級地区分に関する課題】

(概要)

国の官署がある地域については、人事院勧告で級地区分：地域手当が示されるが、国の官署がない地域は総務省において決定し示される。

また、級地区分は、賃金構造基本統計調査等に基づき算定されるが、例えば、地方交付税の算定基礎における普通態容補正は級地区分により区分化されており、また、保育措置費の単価も級地区分を基礎として決定されることから、様々な行政サービスに影響を与えている。

(本市の級地区分)

本市は、近隣市である清瀬市2級地(15%)、小平市3級地(12%)、東村山市4級地(10%)、西東京市2級地(15%)に対して、5級地(6%)となっていることから、近隣市に比較して相当に低い設定となっている。

また、本年度人事院勧告、その後の総務省通知により平成27年度以降の新たな級地区分が示されたが、清瀬市2級地(16%)、小平市2級地(16%)、東村山市3級地(15%)、西東京市3級地(15%)とすべてが15%以上なのに対し、6級地(6%)となっていることから、さらに格差が広がっている。

(結果)

本市の級地区分が低いことで、保育所運営費(事業費)、地方交付税などが低く抑えられることから、保育サービスのほか、行政運営上に与える影響は大きいものがあり、地域格差を生じさせている。

ウ 定員管理の適正化

[東久留米市の現状等]

市では、第4次行財政改革アクションプランに「定員管理計画の推進」を掲げ、原則、退職者に対する新規採用者の抑制、民間活力の活用に伴う任用替えなどにより、定員管理の適正化に努めている。

現状、総職員数に対する人口の割合（職員1人当たりの人口（総職員ベース））は191人であり、近隣5市比較における職員1人当たり住民数（総職員ベース）はほぼ中位に位置する。一般行政職の職員数に対する人口の割合（職員1人当たりの人口（保育士などを除く一般行政職ベース））は334人となり、同様に職員1人当たり住民数（一般行政職ベース）でみると非常に高い状況が伺える。（表-（4）参照）

また、これまでの適正化の取組みの中で、平成9年4月1日現在1,019人いた職員数は、平成26年4月1日現在597人まで減少し6割弱まで減少している。今後、平成31年度までの退職者数は72人であるので、これまでとは比較にならない状況である。（表-（5）参照）

[提言]

- ・給与や定員の削減を通じた人件費の適正化には限界がある。行政運営の担い手、行財政改革の担い手である職員のモチベーション低下を招き、人材確保もままならない状況となることが予想される。また、行政サービスの低下を招かぬような配慮も必要である。負のスパイラルに陥らないように努めていく必要がある。
- ・定員管理に当たっては、年齢構成ができるだけ平準化されるよう、中途採用も含め取り組むべきである。
- ・民間に行政サービスを行わせることによって行政サービス提供者である業務従事職員が減少させられても、当該民間主体をモニタリングする体制が構築できている必要がある。
- ・庁内業務において縦割り管理などの無駄がないかを徹底的に検証し、また業務改善及び効率化を考えた上で、適正な定員管理を考慮する必要がある。

【他市の状況】

1 職員一人当たりの住民数

【表(4)】

	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市
人口(25.3.31,住民基本台帳)	185,320	152,468	74,010	116,015	197,447
職員数(25.4.1)_総職員数	916	789	442	608	1,012
職員数(25.4.1)_一般行政職員数	574	499	273	347	602
職員1人当たり人口(25.4.1)_総職員数	202	193	167	191	195
職員1人当たり人口(25.4.1)_一般行政職員数	323	306	271	334	328

2 今後定年退職予定者の推移

【表(5)】

	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末	合計	32年度末
一般事務	11	12	5	4	5	37	11
司書	4	1	0	0	0	5	0
土木技術	3	1	0	4	0	8	1
建築技術	0	0	0	1	0	1	0
機械技術	0	1	0	0	0	1	0
電気技術	0	0	0	0	0	0	1
保育士	0	1	3	2	1	7	10
児童指導	2	1	1	0	0	4	0
給食調理	0	1	0	0	0	1	1
一般用務	0	0	2	0	0	2	0
当直	0	0	0	1	0	1	0
清掃作業	0	0	0	0	1	1	0
栄養士	0	1	1	0	0	2	0
保健師	1	0	0	0	1	2	1
計	21	19	12	12	8	72	25

(4) 歳入の確保、歳出の抑制

【歳入】

ア 市税等の確保

【東久留米市の現状等】

各自治体では、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係経費の増加や経済低迷等により厳しい財政運営が続いており、歳入の根幹をなす市税等の確保に向けて、徴収率を上げていくために滞納整理の執行体制の充実を図るなどの様々な取り組みも見られる。

市税に係る収納率は、他市に比して高い状況にあるが、それでも多くの滞納案件が存在し対応が求められ

るとともに、現在、適正な債権管理などへの対応が課題となっている。(表－(6)参照)

第4次行財政改革アクションプランに「歳入確保及び債権の適正管理」を掲げ、直近ではコンビニ収納に向けた取組み等収納率向上のための取組みを行っている。今後は、高い収納率を維持していくため、債権の適正管理に向けて、組織体制の充実等が必要となっている。

【提言】

- ・自主財源（歳入）の根幹をなす市税等の徴収に関しては、確実に確保していくことが基本である。今後も、税の本質に沿って適切な対応を執り、現在の高い収納率の維持及びさらなる向上に努め、歳入を確保していく必要がある。
- ・自主財源の確保に向けて、私債権の適切な管理も重要であり、これに対応する組織体制の整備を図っていく必要がある。

【他市の状況】

- ・町田市では、債権管理条例を整備するとともに、収納率向上に向けて、弁護士資格のある短期任用職員を配置し、必要により適切な助言等を受けて収納率の改善に努めている。
- ・国立市では、債権の法的構造を含めた回収業務を弁護士による適切な助言、指導を受ける体制を整備し、収納率の改善に努めている。
- ・多摩26市の収納率比較は、次のとおりである。

平成25年度収納率比較 【表(6)】
平成26年5月末日現在（決算期）

市名	一般		国保	
	合計	順位	合計	順位
八王子	95.8	20	70.8	25
立川	97.2	3	76.3	13
武蔵野	95.2	24	73.8	20
三鷹	96.1	17	79.6	5
青梅	94.1	26	74.9	15
府中	95.9	19	69.2	26
昭島	96.6	11	78.0	8
調布	96.6	11	72.1	24
町田	95.6	22	75.4	14
小金井	95.8	20	74.0	18
小平	96.7	9	76.7	11
日野	97.2	3	81.2	4
東村山	96.0	18	74.4	17
国分寺	96.9	8	78.9	7
国立	98.8	1	89.2	1
福生	96.5	15	72.8	22
狛江	97.2	3	79.6	5
東大和	95.5	23	74.9	15
清瀬	96.6	11	76.5	12
東久留米	97.2	3	86.5	2
武蔵村山	94.9	25	73.1	21
多摩	97.6	2	72.7	23
稲城	96.6	11	77.6	10
羽村	96.7	9	73.9	19
あきる野	97.0	7	83.4	3
西東京	96.4	16	77.7	9
平均	96.4		76.7	

イ 受益者負担の適正化

① 使用料・手数料の見直し

[東久留米市の現状等]

市では、公共施設を利用する方としない方、住民票、印鑑登録証明書発行などの公証業務のような公共サービスから特定の利益を受ける方と受けない方との間の公平性の問題が生じることから、社会情勢の変化等も踏まえ、公共施設や公共サービスの利用者の使用料、手数料の負担が、公共サービスに対して適正なものになるよう進めている。

第4次行財政改革アクションプランに「公共施設使用料の見直し」を掲げ、学識者、市民委員等による検討委員会での検討を経て、平成26年6月から公共施設使用料の改定を実施している。

しかし、事務手数料については、平成7年の改定以降、見直しがなされておらず、近隣市との水準にかい離が見られる。

[提言]

- ・近隣市の状況も考慮に入れつつ、行政コストの検証等をした上で適正負担の視点をもって検討等を加える必要がある。
- ・特に、証明書等発行事務については、以下の点を考慮する必要がある。
 - a) 市には、証明書等の自動発行機が少ないように思われるため、自動発行機を増やし、証明書発行に係る人件費を少しでも減らす余地がある。
 - b) アクセシビリティを考えれば、銀行の例のように、自動発行機と窓口とが併存している選択がよい。
 - c) 郵便局での振込みのように、窓口と機械の場合とで手数料に差を設け、機械に誘導する方法もある。また、病院の清算時のように機械での支払いによる待ち時間の軽減によって機械に誘導する方法もある。
 - d) 行政コストは、手数料という収入と事務処理時間という支出のバランスが重要で、手数料の引き上げのみならず、事務処理の改善による行政コストの引き下げも重要である。
 - e) 平成28年1月の社会保障・税番号制度導入を踏まえた行政BPRの一環として、証明書等発行事務の機械化の促進を図るべきである。【番号制度の検討状況等】参照

※BPR(business process reengineering)とは、企業活動に関するある目標(売上高、収益率など)を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化することをいう。

※アクセシビリティ(accessibility)とは、高齢者・障害者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。

【他市の状況】

1 近隣市手数料比較（税関係）

【表(7)】

平成26年5月作成

	課税証明	納税証明	軽自納税証明（一般用）	固定資産評価証明
小平市	250円	250円	250円	250円
東村山市	300円	300円	300円	300円
清瀬市	300円	300円	300円	300円
東久留米市	200円	200円	200円	200円
西東京市	300円	300円	300円	300円

2 他市では、ICT技術の進歩を受けて証明発行機を増設し、手数料もインセンティブを付けて誘導する取り組みを進めている例がある。

近隣5市における手数料【平成26年4月1日現在】

【表(8)】

	住民票写し	住民票記載事項証明	住民基本台帳閲覧	戸籍附票の写し	印鑑登録証明書	身分証明書	住民基本台帳カード
小平市	250円 自動発行機200円	250円	1人/200円 1人1回・30分/300円	250円	250円 自動発行機200円	250円	500円
東村山市	300円	300円	15分/200円または 1件/200円	300円	300円	300円	500円
清瀬市	300円	300円	1人/200円	300円	300円	300円	500円
西東京市	300円 自動発行機200円	300円	1世帯/300円	300円	300円 自動発行機200円	300円	500円
東久留米市	200円 郵送300円	200円 郵送300円	1人/200円	200円 郵送300円	200円	200円	500円

※ICTとは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称である。IT（情報技術）のほぼ同義語である。

【番号制度の検討状況等】

国は、番号制度について、複数の機関に存在する個人情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であると説明している。

また、この制度を導入することにより、市民側には、これまでは各種申請時に関係機関を回って添付書類を揃えたりしていたのに対し、行政側で本人確認や情報の特定が可能になるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化される等のメリットがあり、行政側には、これまで確認作業等に係る業務に多大のコストがかかったり、業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多くかかっていたのに対し、制度の利用により、行政機関・地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報の相互利用を行い、同一人の情報であることの確認を行うことができる等のメリットがあることも国から示されている。

現在、平成27年10月から個人番号の通知が行われ、平成28年1月からは個人番号カードの交付が始まり、社会保障や税等の分野で順次利用が開始されるスケジュールとなっている。

市では、番号制度を導入するに当たり、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、最新のICT技術等を活用し、この制度と連携を図りながら、行政運営プロセスを改編し、業務の簡素化、効率化及び市民サービスの向上を図るため、情報システムの活用等による行政BPRを含めた検討を行っている。

② 受益者負担を伴う児童、福祉サービスにおける負担等の見直し

[東久留米市の現状等]

急激に進む少子化の中で、供給が不足する保育所及び学童保育所のサービス充実の必要性が高まる中で、行政サービスの受益者への負担を求めていくことは、行政サービスを受けられないでいる方との負担の公平性の観点からも必要となってきた。

市では、第4次行財政改革アクションプランに「保育料の見直し」及び「学童保育所使用料の見直し」を掲げている。保育料及び学童保育所使用料については、平成25年第2回定例会に改正条例案を上程したが、様々議論等がある中で否決された経緯がある。

子ども・子育て新制度の議論等がされる中、今後、保育料及び学童保育料の見直しを再検討する考えで取り組んでいる。([資料等] 参照)

[提言]

- ・行政サービスに応じて負担を求めていくものについては、受益者負担の原則は持つべきであるが、それは単に応益負担ではなく所得に応じた応能負担も求めていくべきである。
- ・セーフティネットの関係では、子どもの貧困が社会問題になっている現状なども踏まえ低所得世帯、低所得層への対応も考える必要がある。
- ・行政ニーズが高くサービス拡充が求められる場合等は、現在の保育園運営に民間活力を導入するなど費用の削減等に努めて、受益者負担の抑制につなげていくべきである。
- ・国基準、近隣市の状況等を踏まえ、自治体として方向性を定めた上で多様な政策的な視点を十分検討した上で、見直していくべきである。

[資料等]

1 国の想定する保育所保育料徴収基準額の考え方
(国が想定する費用負担割合)

【表(9)】

国基準での保護者負担		保護者負担を差し引いた額 (公費負担)		
保護者負担 (保育料)		国	都道府県	市町村
保護者負担割合	東久留米市負担割合	2分の1	4分の1	4分の1
51.3	48.7			

2 国基準保育料に対する市保育料の徴収割合について 【表(10)】
(平成24年度実績)

市名	保護者負担割合	市負担割合
さいたま市	47.4	52.6
千葉市	73.1	26.9
川崎市	69.4	30.6
横浜市	74.1	25.9
青梅市	55.5	44.5
東久留米市	51.3	48.7
福生市	43.7	56.3

3 学童保育所費の負担割合について 【表(11)】
(平成24年度実績)

市名	保護者負担割合	市負担割合
東大和市	36.6%	63.4%
東久留米市	16.7%	83.3%
調布市	8.6%	91.4%

4 学童保育所費の負担額について 【表(12)】
(平成25年度実績)

市名	学童保育所費	備考
小金井市	最高9,000円	育成料9,000円、 7,000円、5,000円、 3,000円
東久留米市	5,000円	
狛江市	4,000円	

ウ 新たな歳入創出

[東久留米市の現状等]

多くの地方自治体では、財源確保の取組みとして、様々なメディアに有料広告を掲載して収入を得る取り組みが見られる。その範囲は、ホームページ、広報に留まらず、封筒、ポスターなどの印刷物へと広がっている。

市では、第4次行財政改革アクションプランに「有料広告等の充実」を掲げ、広報紙、各種印刷物、庁舎・施設等への広告掲載を検討しており、また、直近では「生活ごみと資源物の出し方」への広告掲載、スポーツセンターへのネーミングライツ導入等を実施している。

しかし、他市に比較し広告等収入の取り組みが弱く、その拡大が課題となっている。

【提言】

- ・ 広告は、第三者に利益があり、その利益に応じて負担してもらうもの。他市で積極的に取り組まれている状況の中で、本市でも職員の意識改革、また職員相互の連携を図り、歳入の確保に努めていくべきである。
- ・ 市場競争の中での収入確保であるので、職員の前向きな改革、改善への姿勢が不可欠である。
- ・ 隣接する民間広告媒体との関係で民業圧迫との指摘を受けないようにしなければならない。
- ・ 地域振興（商工会関係（市内業者））の支援、長期継続掲載などに対して、広告掲載料を減額するなどの仕組みを加えていく必要がある。
- ・ 最近では、他の地方自治体において歳入確保の視点から、ふるさと納税制度の活用等の取組みが見られる。

【他市の状況】

- ・ 多くの市町村では、広報誌、ホームページ（バナー広告）、各種パンフレット（配布物）などに広告掲載を導入しているが、その範囲は図書館の貸出表、職員の給与明細など様々なものへと広がっている。
- ・ 公共施設においては、ネーミングライツや施設の壁面等を活用した広告掲載も行われている。
- ・ 地方の市町村では、各種特典品を用意してふるさと納税の仕組みを活用している状況が見られる。
- ・ また、ふるさと納税制度の活用が進められる中で、クラウドファンディングの取組みが見られるので紹介する。
鎌倉市ではクラウドファンディングによる施設整備資金調達制度を導入している。具体的には、観光に視点を置き、古都鎌倉への想う方々から寄付を募り、観光案内版の設置などを進めている。

※クラウドファンディングとは、ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのことをいう。

エ 公有財産の有効活用

【東久留米市の現状等】

市では、第4次行財政改革アクションプランに「公有財産の活用」を掲げ、利用目的を終えた旧保健福祉センター跡地、都市計画道路東3・4・5号線用地の残地を売却している。

今後も、普通財産については、適正な維持管理に努めるとともに、適宜、未利用となっている土地等については、その有効活用を検討していく。

【提言】

- ・ 歳入増を図る観点からも、公有財産の有効活用の議論が必要である。
- ・ 公共施設マネジメントのような形で用途集約とペアで検討することが必要である。
- ・ 行政財産から普通財産への転換の場合には、国、都などからの補助金や貸付金を返還しなければならない場合があることに留意するべきである。

[歳出]

ア 行政サービスの適正化

① 現金、現物給付サービスの見直し

[東久留米市の現状等]

社会保障関係経費の増加が続く中で、新たな行政需要への対応も求められている。こうした状況の中で、過度な給付がなされているものは、他市の状況等を参考にしながら、真に公助を必要とされるものへ絞込み、より適正なサービス水準を検討し、最適な資源・財源配分を行っている。

市では、第4次行財政改革アクションプランに「各種住宅手当の適正化」を掲げ、ひとり親家庭住宅手当に係る支給要件の見直し等に取り組んでいる。

[提言]

- 行政サービス水準の検討にあたっては、多摩各市の状況も踏まえ、市民生活等への影響などにも配慮しながら、見直し（抑制、廃止）の余地がないか検討すべきである。
- 見直しの際には、根拠をもって主旨を示し、市民の納得性が高められるように努めるべきである。
- 市民の納得性を高めるために、市が執り得る具体的な方策として、以下のことが考えられる。
⇒CMS導入が進められる中で、担当所管で進めている主要な事業等を整理して、その進捗状況を情報提供していくことで、市民との距離感を縮め、分かりやすい市政運営を進めていく必要がある。

※CMS（Contents Management System）とは、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのことをいう。

[他市の状況]

1 民間住宅家賃助成制度の実施状況

【表(13)】

市名	助成対象		
	高齢者世帯	障害者世帯	ひとり親世帯
武蔵野市	○		○
府中市		○	
日野市	○		
東村山市			○
国立市	○	○	○
福生市	○		
東久留米市	○	○	○

※多摩26市における「民間住宅家賃助成制度」の実施状況。本市を含め7市で実施している。

※生活保護制度の生活扶助基準（母子加算）における対象児童、公的年金制度における扶養対象児童及び児童扶養手当に係る対象児童は、原則18歳までである。

② コミュニティへの関与

[東久留米市の現状等]

市では、市民との協働の立場にたち、地域コミュニティの醸成を図るとともに、市民と協働のまちづくりに向けて、その一つとして下里、南町及び野火止各地区センター内でのコミュニティ図書室維持管理事業を行ってきた。

野火止地区センターでは、図書室の維持管理業務は、地域コミュニティによる実施ではなく市がシルバー人材センターへの直接委託により運営しており、目的に沿った形態での運営ができていない状況が続いている。

平成 26 年度外部評価、以前の事業仕分けでも、事業目的と合っていないとの指摘がされており課題となっている。

[提言]

- ・ 施策の目的、意図にあった事務事業の内容であるか、改めて検証等をしていく必要がある。
- ・ 横串施策としてコミュニティ施策のあり方全体を整理し、施策が目的にあった手段となるよう施策のあり方を検討等していく必要がある。

イ 事務事業の総点検（行政の合理化・簡素化）

[東久留米市の現状等]

市では、すべての事務事業に関して、運用プロセスの再構築、情報システム等の活用などによって、事務の合理化、簡素化が図れるように検討等を加え、また、各事務事業の運営経費等についても、縮減が図れるように見直しを行っている。

第 4 次行財政改革アクションプランに「男女平等推進センターの運営、および経費の見直し」、「任意健診の見直し」などを掲げ、かつ、行財政改革推進部会における検討も加えながら、行政の合理化、簡素化に向け取り組んでいる。

[提言]

- ・ 「行政事業レビュー」の取組みを参考に、積極的に事務事業（改革、改善）の総点検が図られるように進めていく必要がある。
- ・ 事務事業が真に行政として実施するべき事業であるかについては、上位施策の目的、意図にあった内容となっているかを確認する必要がある。
- ・ 施策間で同種同様の事業を実施していないかを横断的に調査し、施策間を超えた横断的な事業実施を目指していく必要がある。
- ・ 社会保障・税番号制度導入を機に、社会保障、税務等を中心に事務事業全般について、業務プロセスの抜本的見直し（行政 BPR）の可能性を検討する。

【他市の状況】

- ・国立市では、学識者、市民委員による財政改革審議会からの答申を受けて、今まで出来なかった取り組みを始めており、予算編成での収支改善に向けて取り組んでいる。
 - ・武蔵野市では、アクションプランにおいて「事務事業等の見直しの一層の推進」を掲げ、受益者負担の適正化、他市との比較などの中で、検討等が進められている。
-
- ・三鷹市では、事務事業点検運動の取り組みをしている。具体的には、①国・都補助金、交付金の活用、②60周年ロゴマークの活用、③住民基本台帳カードの普及促進、④スーパーエコ庁舎推進事業などに取り組んでいる。
 - ・佐賀市では、全庁的業務改善運動の取り組みをしている。業務の無駄や非効率的な点を洗い出しとともに、案内表示の改善、窓口対応フローの改善などに取り組んでいる。
 - ・また、多くの市町村においても、事務改善運動が進められ、節電、用紙の再利用の徹底、不要用品の在庫貸出し、整理など知恵を絞り、行政コストの縮減に向けた取り組みがみられる。

ウ 特別会計繰出金の抑制

【東久留米市の現状等】

特別会計については、本来独立採算性により運営すべきであるが、適正化に向けたさまざまな取り組みをしつつも国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計では事業運営のための財源が確保できず、一般会計からの赤字補填としての繰出金を加えて運営がされている。

市では、第4次行財政改革アクションプランに「国民健康保険特別会計の健全化」、「下水道使用料の見直し」を掲げ、それぞれ、医療費適正化、税率、使用料の改定を行い、一般会計からの赤字補てんとしての繰出金の抑制に努め、特別会計の健全化を進めている。近年、高齢化の進展、医療技術の高度化等から、医療費が増大する傾向が続いており、国民健康保険を取り巻く環境は厳しさを増している。その中でも、国民健康保険特別会計については、国基準による保険料への変更など事業運営への再構築を図り、その結果、国、都から多くの負担金、交付金が交付されるようになり、国民健康保険税を抑えながら、一般会計からの赤字補填としての繰出金も最下位となっている。【国民健康保険特別会計への繰出金の抑制】参照

下水道事業特別会計については、平成23年度からの10年間における下水道事業の方向性と段階的な取り組みとして「東久留米市公共下水道プラン」を作成し、そのプランに基づき取り組みを実施している。一般会計からの繰入額については、平成23年度が約13億25,475千円、平成24年度が約13億839千円、平成25年度が12億7,545千円であり徐々に減少している状況である。

今後も、平成34年度までの経営見通しを注視しながら、汚水回収率100%を目指し、国や都の補助制度を活用するとともに、下水道施設の長寿命化、耐震化対策を取り入れ、ライフサイクルコストを考慮した効率的な改築・修繕計画を実行し、維持管理費の経費節減を図りながら、一般会計からの赤字補てんとしての繰り入れに頼らない下水道行政を目指している。

【提言】

- ・一般会計からの赤字補填としての法定外繰入れについては、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計とも一定の改善に向けた取組みが見られるが、今後も、医療費は増加傾向にあることから医療、介護ともに経営効率化を通じた保険給付費の削減のための取組みを進めるとともに、独立採算の原則に即して、引き続き国基準による保険税の見直しも視野に入れて、適正化に努めることが適当である。
- ・国が健康寿命を延ばす施策を推進しており、国民健康保険及び介護保険の給付費削減にも効果があるので、市においてもこの施策に取り組むべきである。
- ・また国では、厳しい財政状況にある国民健康保険制度の抜本的な対策を社会保障審議会医療保険部会において進めているが、制度的な影響も大きいことから動向も注視し、適切な対応を図っていくことが必要である。

【国民健康保険特別会計への繰出金の抑制】

（概要）

市では、平成 14 年度行財政改革の取組みである「改革例示 7 項目」の一つとして、国民健康保険特別会計における一般会計からの赤字補てんとしての繰入金約 12 億 5 千万円を超え、一般会計へ大きく影響を与えていた状況から、その抑制が課題として掲げられた。

所管課では、少子高齢化の進展等に伴い医療費等の増加傾向が続く中で、国民健康保険制度の抜本的な見直しにあたり多角的な視点から検討等を加え、国民健康保険税に国基準を導入し、国や東京都からの補助金、交付金を活用するとともに、これまで対応が遅れていた退職者医療制度への切り替え促進を図るなど、国民健康保険財政の健全化に向けて様々な対策を実施してきたところである。

（対策）

- ① 国民健康保険税の改定は、翌年度以降の医療費等の増減傾向や国保税の多角的な試算の結果を総合的に検討して見極める。
- ② 具体的には、応能：応益割合を国基準である 50 対 50 として適正化を図るとともに、賦課割合、賦課限度額なども国基準に近づけるように取り組む。
- ③ 国民健康保険税軽減制度（7 割、5 割、2 割）を活用する。
- ④ 国基準（応能：応益割合、賦課率、賦課限度額、収納率、レセプト点検率等）を導入することで、インセンティブとして交付される国、東京都からの補助金、交付金等を活用する。

（結果）

こうした対策を進めた結果、国、東京都から多額の補助金、交付金等を受けることができたことから、国民健康保険における一般会計からの赤字補てんとしての繰入金を大幅に抑制するとともに、国民健康保険税も抑えることが可能となった。

※多摩 26 市における一般会計からの法定外繰入れの状況については、（別表-7）を参照

(5) 民間活力の導入による行政サービスの維持向上

[東久留米市の現状等]

市では、第4次行財政改革アクションプランに「民間活力の活用・外部委託（アウトソーシング）」及び「指定管理者制度の活用」などを掲げ、行政サービス水準の向上のため保育園民営化、小学校給食調理委託、指定管理者制度の活用（スポーツセンター、生涯学習センター、地域児童館、図書館地区館）等に取り組んでいる。

今後も、小学校給食調理業務委託では、給食調理員の退職者不補充に加え、職種任用替えを実施するなどして委託化を推進していく。また、公立保育園でも、多くの待機児（84人【26年4月1日現在】）が生じている状況で、施設の老朽化、保育士の退職者不補充の対応、また、受け入れ児童の拡大による経費増に民営化に伴い生じる削減効果を充当する等により民設民営保育園への移行を進めていく予定である。（【待機児解消等に向けた公立みなみ保育園の民営化】参照）

なお、保育士の定年退職予定者数については、平成28年度から平成31年度までは7人、その翌年度の平成32年度には10人となっており、多くの定年退職予定者数が見込まれている。

[提言]

- ・民営化、民間化にあたり、施策の目的、方向等を示し、その上で民営化の方策、これまでの成果等を整理したメニューから、より成果が上がる方策、仕組み等により進めていくべきである。また、民間活力の導入方策について、直営やこれまで市での取組みのないPFI/PPPも含め研究を進める必要があると考える。
- ・民営化等のその後のサービス内容の検証は、モニタリング強化を実施し、経年で確認していくよう努めていく必要がある。
- ・行政サービスの拡充及び定員適正化を図る中で、費用負担（行政コスト）の削減、施設の老朽化、職員の退職状況等を加味しながら、コア業務を除いて民間活力の導入等を推進していく必要がある。
- ・保育園民営化については、待機児解消、保育サービスの拡充などの子育て支援の必要性、職員の退職状況等からも時期を逸することなく進めていく必要がある。
- ・行財政改革の成果を市民に広く周知していくことは、行財政改革を進めていく上で、納得性（説明責任）を高める上でも重要であり、効果的なPR方法等を検討していく必要がある。

[他市の状況]

- ・他市では、行政サービスの拡大、効率的な行政運営等を目的に、あらゆるメニューからよりマッチした形態で民営化等を推進するため、専門的な視点から検討等する組織（庁内組織、外部委員を加えた組織など）を立ち上げて進めているケースが見られる。

【待機児解消等に向けた公立みなみ保育園の民営化】

(概要)

市では、多くの待機児童が生じている状況にあって、在籍園児にも配慮しながら、公立保育園の民営化によって行政コストの削減を図り、この節約できた財源を基に受け入れ児童を増やし、延長保育、一時保育などの多種多様な保育ニーズに応えていくこととして、公立保育園の民営化を推進してきた。

本年3月末をもって、南町都営住宅の建替えに伴い公立みなみ保育園を廃園し、新たに4月より民設民営保育園である「わらべみなみ保育園」を開園し、待機児の解消、多種多様な保育サービスの充実を図るなど、市民サービスの向上に努めている。

(効果)

○市民サービスの充実

- ・待機児解消 **定員41名の拡大**
(90名 → 131名、特に待機児の多い0歳から2歳を28名増)
- ・延長保育 **20時まで延長保育を実現**
- ・産明け保育 **生後57日目からの保育の受け入れ**
- ・一時保育 **5名定員で一時保育を実現**

○経費的效果

一人当たり市費負担額（年額）	公立保育所	1,226,676円
	私立保育所	596,640円
効果額（理論値）	1,226,676円×90名 =	110,400,840円
	596,640円×131名 =	78,159,840円
	差引 =	<u>32,241,000円</u>

[資料等]

人件費削減額及び物件費増加額について (参考資料)

【表(14)】

1 人件費削減額

5年間の人件費の予測(全会計) < 25年度改定後 > (単位:千円) 【出典:東久留米市第4期定員管理計画(平成25年度改定版)】

区分	22年度 (決算額)	23年度 (決算額)	24年度 (決算額)	25年度 (見込額)	26年度	27年度	22~27年の 変化(5年間)
人件費	5,604,488	5,346,052	4,838,636	4,943,063	4,689,667	4,670,043	▲934,445

2 物件費増加額等

(1) 指定管理者

指定管理料(単位:千円)

【出典:平成25年度指定管理者モニタリングシート】

施設名	22年度	23年度	24年度
子どもセンターひばり	42,470	41,478	41,478
けやき児童館		32,018	32,018
滝山児童館		28,096	28,096
スポーツセンター	120,428	118,870	117,367
生涯学習センター	85,820	83,291	83,291
合計	248,718	303,753	302,250

利用人(件)数(単位:人)

【出典:子育て支援課・平成25年度指定管理者モニタリングシート】

22年度	23年度	24年度	備考
43,826	35,674	36,469	サービス拡充(開館時間の延長(平日・土21時、日・祝日18時まで)、指定管理者による新事業実施など) 18年度より指定管理者
30,871	50,669	43,168	サービス拡充(開館時間の延長(平日・土19時、日・祝日18時まで)、指定管理者による新事業実施など) 23年度より指定管理者
20,109	29,555	29,559	サービス拡充(開館時間の延長(平日・土19時、日・祝日18時まで)、指定管理者による新事業実施など) 23年度より指定管理者
371,398	373,392	445,663	効果額:35,309千円、サービス拡充(開館時間の延長(平日23時、土・日・祝日21時30分まで)、指定管理者による新事業実施など) 18年度より指定管理者
152,095	149,968	163,875	効果額:16,900千円、サービス拡充(開館時間の延長(22時まで)、指定管理者による新事業実施など) 22年度より指定管理者

*参考 利用人(件)数(単位:人)

【出典:統計東久留米】

施設名	17年度	18年度	19年度	備考
スポーツセンター	10,637	30,167	53,823	18年度より指定管理者

施設名	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
生涯学習センター(ホール事業)	1,009	254	1,959	3,940	21,22年度は大規模改修による 22年度より指定管理者

(2) 民間委託等

① 小学校給食調理(単位:円)

【出典:学務課】

導入前(H20)	導入後(H25:見込)	差引	備考
381,172,794	346,843,631	▲34,329,163	決算総体での比較。4校実施済み、2校閉校関係含む。

② 保育園民営化等(単位:円)

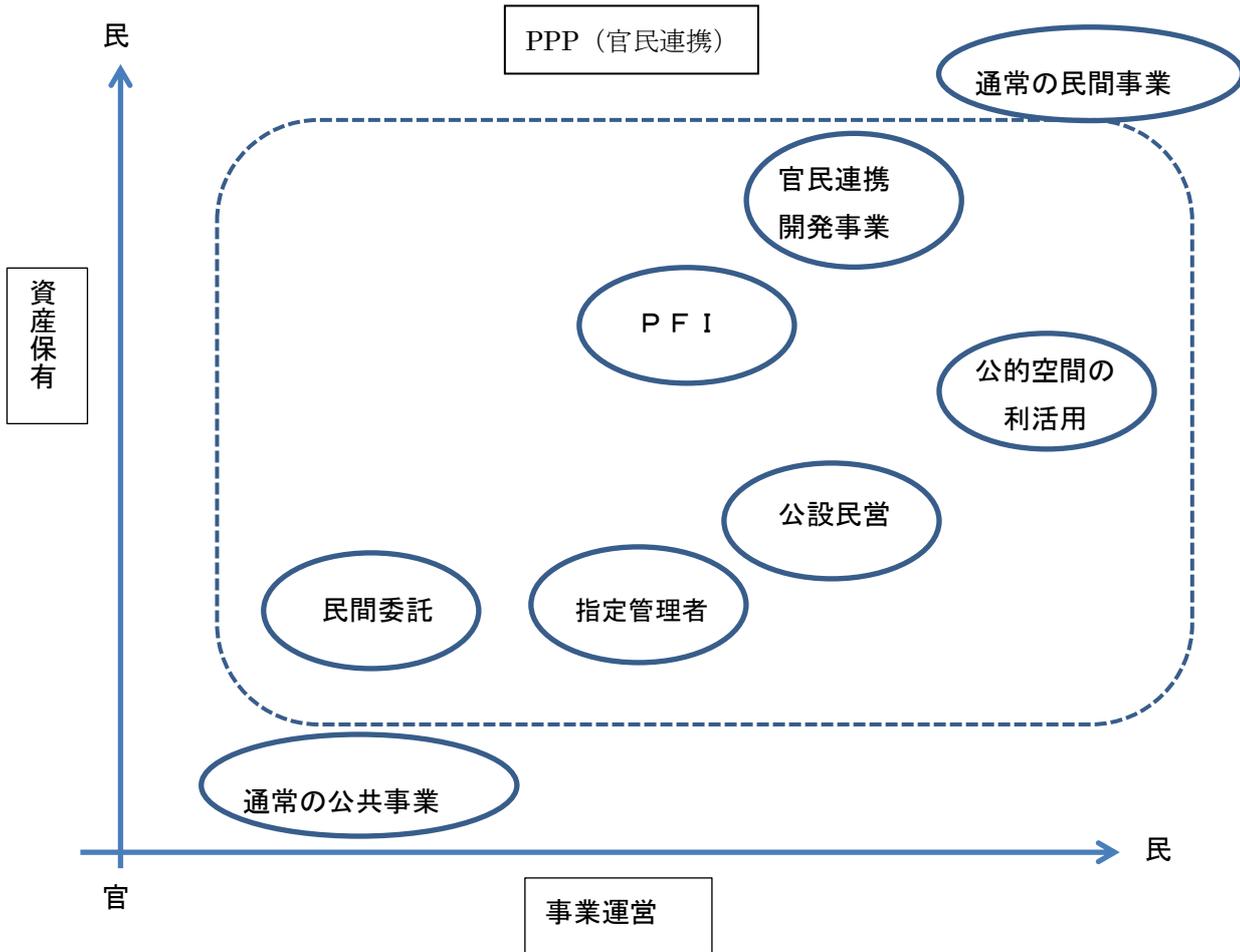
【出典:保育課】

公立みなみ保育園	民営化みなみ保育園	差引	備考
110,400,840	78,159,840	▲32,241,000	論理値比較(決算見込み)、定員拡大(90名→131名)、延長保育(20時まで)、産明保育(生後57日から)、一時保育(5名)

③ 図書館地区館

【出典:統計東久留米】

施設名	登録者・貸出数別	平成23年	平成24年	平成25年	備考
滝山図書館	登録者数(人)	7,174	7,170	8,779	25年度より指定管理者 左記数値は年の数値
	貸出総数(冊)	185,752	177,150	184,501	
ひばりが丘図書館	登録者数(人)	5,119	5,186	5,870	
	貸出総数(冊)	122,446	117,919	120,409	
東部図書館	登録者数(人)	7,870	7,967	8,269	
	貸出総数(冊)	211,447	203,710	200,159	



* 参考：国土交通省総合政策局資料

「民間活力の導入」（整理）

【表(16)】

分類		運営手法内容	当市での例	メリット及びデメリット（主なもの）
民間委託	一部委託	市が行政運営を進める上で必要な監督権を留保したまま、その業務の処理を契約に基づいて民間事業者等に委託するもの	給食調理、各種ごみ収集運搬業務等	【メリット】 ・経済的効果、サービス向上 ・専門的な業務に関する豊富なノウハウを持つ事業者が担当する 【デメリット】 ・自治体から業務ノウハウが消失する危険性がある
	全部委託			
指定管理者		「公の施設」の設置の目的を効果的、効率的に達成するために行う管理運営に係る一切の作用について、議会の議決により指定した法人等の責任において代行させるもの	スポーツセンター、生涯学習センター、地域図書館、地域児童館等	【メリット】 ・管理経費削減に効果がある可能性 ・民間のノウハウを活用した運営が可能となる 【デメリット】 ・自治体から業務ノウハウが消失する危険性がある
P F I		公共の施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、ノウハウを導入することで市が直接実施するよりも効率的かつ効果的な施設整備や公共サービスの提供等を行うもの	無	【メリット】 ・市民に対して、安くて質の良い公共サービスが提供される ・公共サービスの提供における行政の関わり方が改善される ・民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献する 【デメリット】 ・民間に幅広い業務を任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性がある ・業務を任せ企業を選ぶ際には、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、これまでと比べて事前の手続きに要する業務が増え、時間も必要となる
公設民営		公が施設を設置し、その運営を民間の企業・団体に代行させるもの	滝山保育園、ひばり保育園、上の原さくら保育園	【メリット】 ・民間事業者のノウハウを活用し、サービスの質が上がり、コストが下がる可能性がある ・利用料金制による利用促進で収入増加（経費削減）も期待できる 【デメリット】 ・自治体から業務ノウハウが消失する危険性がある
官民連携開発事業		公と民が一緒に事にあたるもの。例：海外事業の推進、先端技術開発、災害復興活動	無	整備、管理運営主体が官民の場合 【メリット】 ・一体的整備・運営によりコスト削減 【デメリット】 ・民間のノウハウが設計、建設、運営に活用しにくい
公的空間の利用		個人に属さない公（おおやけ）の空間を利用するもの。例：公共の広場、公開空地、学校、駅、病院、図書館、劇場、街路等にある人が集えるスペースなど	無	【メリット】 ・施設利用料増 ・新たなまちづくりの拠点 【デメリット】 ・議会や住民との合意形成がとれない ・行政内部の合意形成がとれない ・活用アイデアの不足
通常の民間事業	民営化（民設民営）	民が施設を設置し、その運営も民（企業等）が行うもの	わらべみなみ保育園	【メリット】 ・民間の独自のノウハウが発揮され、よりサービスの充実・向上、経費削減が期待できる。 【デメリット】 ・民間事業者であるため、地域との連携が薄れるのではないかと ・民間であると意見や提言などが言いにくくなるのではないかと不安がある

(6) 補助金等の適正化

[東久留米市の現状等]

補助金については、長期にわたって見直しがされず、社会情勢の変化や市民ニーズとかけ離れて交付されているケースがあり、市では、第4次行財政改革アクションプランに「補助金等の適正化」を掲げ、平成25年度は14補助金、平成26年度は4補助金について適正化の方向性を示した。

また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴う補助制度については、施設型給付に移行する私立幼稚園への補助について動きも出ており、この変化について研究等が必要となっている。

[提言]

- ・補助金等の適正化を一定期間見ながら行うことは必要であるとする。
- ・補助金等適正化に際しては、補助金等適正化検討会での報告書のとおり行政補完的補助金と政策的補助金とに整理をした上で、共通業務運用指針に示された考え方に基づき、行政評価の中でローリングをかけて検証等し、併せて、行政補完的補助金については、モニタリングの取組みを構築し評価していく必要があると考える。(表-17)
- ・共通業務運用指針における補助金等適正化の考え方を外部評価委員にも理解してもらった上で、補助金等の適正化に外部評価を活用する必要があると考える。
- ・国、都等の補助金を市が受けて、市から交付している補助金等は、国、都等の動向等を踏まえ、国、都等からの補助金等が削減されたり廃止されたりしても市として対応できるように常に準備しておく必要があると考える。

1 補助金等適正化検討会報告書（抜粋）

（平成 26 年 7 月 24 日）

ア 基本的考え方の検討等

- ・委託化及び委託的要素のある補助金とそれ以外の補助金とに区分する
- ・委託化及び委託的要素のある補助金について、所管課にて委託化して支払うことができる補助金については、今後、団体等への説明を経て翌年度予算に反映させていく
- その他は、今後、委託的要素という視点で評価する仕組み等を事務局にて検討し、実施していく
- ・委託化及び委託的要素のない補助金は、政策的要素の補助金として共通業務運用指針に沿って適正化の方向性をまとめ、今後、団体等への説明を経て翌年度予算に反映させていく
- その際、所管課で適正化に向けて検討している、又は検討を予定している補助金については、所管課の意向に沿って対応していく

イ 基本的考え方による適正化の整理

基本的考え方を、次の表のとおり整理して示す。

区分	委託化及び委託的要素（行政補完的な役割）のある補助金	政策的要素の補助金
委託的要素等による整理	<ul style="list-style-type: none"> ・委託化補助金 → 所管課において、翌年度予算への反映に向けて検討していく ⇒ 適正化対象外補助金 	共通業務運用指針等に沿って、翌年度予算への反映に向けて検討していく
／	<ul style="list-style-type: none"> ・委託的要素のある補助金 → 委託的要素の視点で評価する仕組み等を検討していく ⇒ 適正化対象外補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通業務運用指針による ・平成 24 年度以後に設置したもの ・過去 3 年以内（H23～25）に見直しをしたもの ・国、都等の制度によるもの ⇒ 適正化対象外補助金
共通業務運用指針等により整理		<ul style="list-style-type: none"> ・所管課で適正化に向けて検討している、又は検討を予定しているもの ⇒ 適正化対象外補助金 ・該当しないもの ⇒ <u>適正化対象補助金</u>

5 社会資本の効率的整備（公共施設の集約的整備・維持管理の効率化）

※ここでの検討対象は、床面積を伴う公共施設（建物）とする。従って、市道、河川、下水道等のインフラストラクチャーは含まない。

〔東久留米市の現状等〕

市では、昭和45年の市制施行以後、東久留米市は急速な人口増加に伴って都市化が進み、昭和40年代から昭和50年代には、学校施設を中心に集中して公共施設が整備された。その後も、平成8年度の市役所本庁舎の建替え、平成11年度の東久留米市スポーツセンターの建設等、大規模な公共施設整備を行ってきた。その総床面積は、19万㎡にも及ぶ。

一方、市の今後の人口構造は、高齢化率の進行とともに担税世代の減少が予測されており、今後、多くの施設が維持更新時期を迎えるにあたり財政負担の平準化等を図りながら対策を講じていく必要がある。国においても公共施設等総合管理計画が推進される中で、公共施設マネジメントの取り組みを進めている。

特に、公共施設の維持、更新等に関しては、将来的にも多額の投資が必要となることから、財政健全経営に向けた議論に加えて検討等が必要と考えている。

〔提言〕

- ・有効活用が可能な公共施設については、最大限活用を図るという方向性でよいが、有効活用の可能性が低いもの又はできないようなものについては廃止等の視点も必要と考える。
- ・有効活用が可能な公共施設については、民間活力又は地域等の力も借りて、施設の維持管理をしていくことも模索し、サービス拡大、歳出抑制等のために民間活力を効果的に導入していく視点も必要と考える。
- ・市が執り得る具体的な方策として、以下のことが考えられる。

⇒ 1 公共施設の要否区分及び優先度設定について

公共施設マネジメントの根本的な考え方として、複合化・多機能化、維持管理、必要・不必要な施設の整理、必要な施設についても着手の優先順位基準の設定が重要である。また、公共施設の改修は、利用者視点、構造物視点からの改修がある。構造物視点からの維持管理費用を工面できないために適切な維持管理ができないことは避けなければならない。今後、改修等の優先順位設定後は、当該施設の改修等のための基金積立て等を計画的に図っていく必要がある。

2 公共施設の自主運用について

公共施設の利用状況をしっかり見極めた上で、特定の住民が利用するコミュニティ施設があれば、建物メンテナンス費用も含め自主運営に委ねることも考えられ、自主運営ができない、また、意思がないのであれば廃止するという考え方も検討し得る。

3 老人福祉施設について

介護保険制度に移行しなかった老人福祉制度部分は、1960年代、70年代の時代背景を受けたものが多いと感じるが、市内の老人福祉施設では、65歳まで定年延長といった現在において、60歳から無料という運営形態を継続していくことの矛盾を解決していくか、例えば、多くの方が職に就いている60歳から65歳までは使用料を徴収し、その財源で施設改修を行い、介護保険制度上の要支援者等の訓練施設や入浴施設とすること等の方策を、国より先行し試みを講じていくことも一つの考えである。

4 東久留米駅周辺の自転車等駐車場の関係について

自転車等駐車場は長期に利用していく観点からできる限り市で確保すべきと考えるが、そのために将来的な所有権移転に向けて基金等に積み立てることが適当であり、その方針を示すことが必要である。その際には、料金体系の見直しも含めて検討等していく。また、上層階を、例えば保育所等に利活用し、その後、人口構成の変動等に応じて用途転用しやすいようなフレキシブルな構造設計が必要であると考えられる。

5 エリアマネジメントに係る市のサポートについて

近年、住民や事業者等の利害関係者を中心に一定エリアを自分たちが求める方向へ進めるというエリアマネジメントという概念があるが、ステークホルダーの多様な意見等から調整が困難な面もある。その際には、東京都との協力も得ながら東久留米市がエリアマネジメントの調整機能を発揮していく手法も考えられる。

6 今後の公共施設の整理等を行うに際しての注意点

(1) 総合的留意点

- ①公共施設の整備の議論以前に、既存施設の部屋等を整理するなどを行い、使用可能なスペースを確保することが重要である。
- ②富山市や青森市のように都市的土地利用の郊外への拡大を抑制し旧市街に回帰させる取組みもあるが、東久留米市は、核となるのが東部、南部、西部であり、利用駅も異なり、このような取組みは難しい。高齢化が進行した場合を視野に入れて、公共施設の配置を検討する必要がある。

(2) 事務処理上の留意点

- ①公共施設の転用又は廃止に当たっては、建設時の国都補助等により転用又は廃止制限がある場合が想定されるので、そういった点もリスト化しておく必要がある。
- ②用途切替を迅速に行うために、行政財産から普通財産への切替え手続き等の事務処理を可能な限り短期間で実施できるような体制づくりを備えておく必要がある。
- ③公共施設の整備等に関する仕様等は、想定する使用用途のみとなるのではなく、その後の用途変更も想定し、公共施設の整備等に係る仕様作成に当たっては総合的に検討等する体制を構築する必要がある。
- ④公共施設の統合、廃止、転用等の際は、利用者、非利用者のヒアリング等意見を聞きながら進めていく必要がある。

6 地域活力の向上

(1) 新たな企業等誘導（上の原地区）

[東久留米市の現状等]

自主財源の確保が課題となる中で、地域の活性化、雇用の拡大などを目的に、各地方自治体では企業等誘導の取り組みが見られる。また、企業の立地促進に向けて、規制緩和、金融上の支援や、税制の優遇措置など特色ある様々な施策を打ち出している。

市内の上の原地区については、UR都市機構が所有する東久留米団地の建替え、国家公務員宿舎の廃止を契機に、その余剰地を活用し、まちのにぎわい、まちの活性化、安定し税収確保等の視点から、新たな企業等誘導に取り組んでいる。

本年7月に、土地所有者との調整を経て、上の原地区土地利用構想が取りまとめられた。現在、この土地利用構想に基づき検討等を重ね、実現に向けて取り組んでいる。

[提言]

- ・企業等の誘導は、財政基盤が脆弱な本市にあつて税収構造の改善も期待できるもので、地域活性化を図る上で重要な取り組みであり、土地所有者の協力等を得ながら、将来像を明確にして取り組む必要がある。
- ・さらには、周辺の住環境との調和を考慮した（地域における良好な環境や地域の価値を維持、向上させるための）エリアマネジメントの取り組みも有効であり、エリアマネジメントに当たっては、その導入において東久留米市がプロデュースを行い、整備が完了した段階でステークホルダーを中心に維持管理を進めていくことができるように、あらかじめ仕組みを作っておくことが必要である。

*ステークホルダー：利害関係者のことをいう。

(2) 地元産業の安定化や活力の向上等

[東久留米市の現状等]

地元産業の安定化や活力の向上等

本市のこれまでの地域産業の取り組みは、平成24年8月に発足した地域産業推進協議会を中心に具体的事業の推進に取り組んできた。

具体的に農業担当では、うどん乾麺事業、野菜直売所マップ作成事業、東久留米産農産物等の販売事業、地場産野菜料理コンテスト事業、市特産品PRマップ「東久留米大好きっ！」の作成事業を実施してきた。

商工担当では、湧水の妖精るるめちゃんの活用、ご当地グルメフェスティバルINくるめ、東久留米つながり・活力まちづくり事業、街バル東久留米を実施してきた。

観光推進担当では、東久留米七福神めぐり事業、観光シンポジウム事業、ダイヤモンド富士事業を実施してきた。

こうした中で市は、平成26年10月に市内経済の大部分を支える小規模事業者の活性化、新たな産業の誘導や起業支援し、市・商工会・金融機関及び事業者を支援する関係支援機関との協力を推進するため、「東久留

米市地域産業振興懇談会」を立ち上げた。

今後は、この「東久留米市地域産業推進協議会」と連携し、地域密着型の産業振興策に加え、産業競争力強化法、小規模企業基本法、小規模支援法に基づいた、「産・学・官・金の連携による企業支援」、「小規模企業の活性化」、「市・商工会・金融機関の連携体制の確立」に向けた検討を行い、市内経済の循環・再生に向けた取り組みを推進していくこととしている。

【提言】

- ・地域活性化に向けては、国の成長戦略に伴い様々な支援制度等が整備されており、地域経済のイノベーション、地方税収の増加等も期待されている。また、国会で審議中である「まち・ひと・しごと創生法案」の動きなども注視しながら、財政健全化、自主・自立した市政運営が図られるように努めていく必要がある。
- ・市が執り得る具体的な方策として、以下のことが考えられる。

①地元産業の安定化や活力の向上

- ・農業活性化のためにも、農産物の販路拡大、消費拡大のための方策を検討することも一つである。
- ・例えば、農業視点からの地元産業の活性化であるが、市場に流通しない規格適合外の農産物であっても利活用（例えば、カット野菜として流通に乗せる等）の余地があり、これにより地元農産物の市場活性化が期待できると考える。
- ・市内外の人々をひきつけて地元での積極的な消費活動及び生産活動につながるような施策展開を検討すべきである。

②地域事業の発掘

- ・農業の第6次産業化を推進し、地元産業の活性化につなげていく取り組みが考えられる。
- ・例えば、自転車等駐車場の上層階に、第6次産業化のための販売スペースとし、地元名産品等を販売する企業等を誘致することも考えられるので、その際のプロデュースする市としての役割が必要である。
- ・第6次産業化というのは、個人レベルでは非常に難しいが、これに関連して、最近、東久留米市で生産した野菜を市内飲食店に卸していく取組みが始まった。まだ、2店舗程度の実績ではあるが、商品物流は障害者施設の方々に委ねており、行政のサポートも加われば、事業の厚みも増すものと考えられる。
- ・地産地消農業の活性化が必要であると考えられ、市内の学校等と協力する中で、様々な市の活性化に向けた取り組みが考えられる。

③魅力ある新たな産業の育成、支援

ア 起業のための環境づくり

インターネット環境等の普及もあり、場所を問わず仕事ができる環境があるので、起業を志す者を東久留米市内へ誘導していくことが考えられる。起業者にとっては、起業しやすい環境が整備されているという見地から、その事業予定地を選択するものであり、この点を考慮した環境整備の構築が必要となる。本市で起業した企業が事業規模を拡大していき、ゆくゆくは税収増につなげていくといった土壌づくりも地域活性化の一つと考えられる。

- ・起業のための情報提供

起業者を呼び込む環境整備の一例として、国、都の補助制度の紹介や起業のための資金調達に係る相談及び情報提供体制を整備していく。

- ・起業のための空きスペース提供

他市にて、公共施設で空いているスペースを起業者等に貸し出している事例が見られる。公共施設で老朽化した施設がある場合は、例えば通信回線の設置も困難な事例もあるが、既存建物の機能を残しながらも起業者のために貸与していく方策はとれるものとする。

- ・アントレプレヌールの起業

ソーシャルアントレプレヌールという考え方があり、社会に貢献する分野において、労働者がノンプロフィットではあるが労働対価を得ながら仕事として成立させる起業が盛んになってきている。このような考え方の基、起業支援を推進していくことも考えられる。

- ・その他

このような起業家を呼び込む施策は、その事業効果が保障されるものではなく実績が出ない場合のリスクもあるが、大きな効果が得られる場合もあるので留意する必要がある。

イ 企業誘致のための環境整備の必要性

税収構造の改善のため、企業誘致にも取り組むとともに、市内で起業し事業規模を拡大したがその後他市へ流出し他市の税収といたことにならないよう、事業規模拡大後においても東久留米市内で事業活動することができる環境整備が必要であるとする。

ウ 市の活性化にあつては、市のイメージが進出には大切であり、市のイメージアップ（イメージロゴの官民での活用など）を図り、情報発信していくことも必要である。

7 今後の進め方～ 財政健全経営計画（実行プラン）の策定に向けて ～

検討会議は、この答申において、平成 28 年度から 5 年間の東久留米市の財政運営と行政経営の考え方を示した。

今後は、市で、5 年間の財政健全経営のための実行プランを来年 8 月目途に策定することとされている。

検討会議は、この答申が誠実に、かつ実現可能なものとし、具体的な実施スケジュールを伴った実行プランとして展開されるようフォローアップを行い、必要に応じて提言を行う。

本答申の基本的考え方を踏まえ、個別事項に踏み込んでいくこととなるが、市の財政悪化により真の弱者が苦しむことになるような事態を避けるために、例えば、福祉の面のみならず、医療、教育等、市としてできることトータルで支援水準がどうなっているのか等、十分に見極めて検討を行っていただきたい。

行政評価については、実行プランを待たず、平成 26 年度が終了すれば平成 26 年度振り返りの行政評価と、それに対する外部評価が行われることとなることから、行政評価の仕組み作りと平成 26 年度振り返り評価の実施についてもフォローアップを行い、必要に応じて提言を行う。

さらに、行政評価の結果を踏まえ、実行プラン策定後には、平成 28 年度から実施可能な個別事項で予算措置を伴うものについては、確実に予算反映されているかフォローアップを行い、必要に応じて提言を行う。

経営改革は、必ずしもすぐに効果が出るものばかりではない。次世代、次々世代の東久留米市民の皆様に、今回の答申内容の成果が評価されることとなれば、検討会議としても本望である。

26 東久企行発第 14 号

平成 26 年 5 月 27 日

財政健全経営検討会議

委員長 殿

東久留米市長 並 木 克 巳

諮 問 書

東久留米市を「夢と希望の持てる元気なまち」にしていく、そのためには財政の建て直しが重要であり、その根底にあるのは「未来への責任」である。

この「未来への責任」を果たすため、平成 28 年度から 5 ケ年を計画期間とする財政健全経営計画を策定していく。この計画の策定にあたり、東久留米市財政健全経営検討会議設置要綱第 2 に基づき、基本的考え方にかかる下記事項について意見等を求める。

なお、答申は、平成 26 年 11 月末日までにご提出くださるよう申し添える。

記

- 1 自治体としての経営目標
- 2 財政規律の保持
- 3 財政身の丈の市政運営
 - (1) 行政評価手法の強化促進
 - (2) 歳入の確保
 - (3) 歳出の抑制
- 4 社会資本の効率的整備
- 5 地域活力の向上

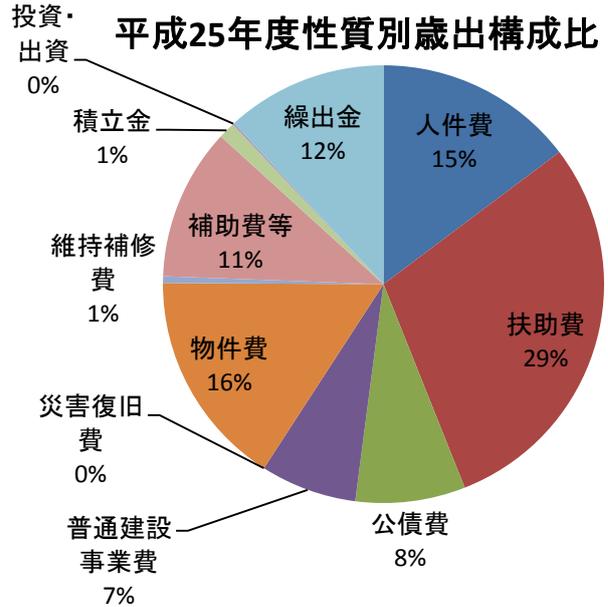
(2) 性質別歳出

【別表2】

【出典：財政健全経営検討会議基礎資料その2】

(単位:千円・%)

義務的経費	区分	決算額	構成比
19,408,642	人件費	5,477,775	14.7
	扶助費	10,925,776	29.3
	公債費	3,005,091	8.1
投資的経費	普通建設事業費	2,634,731	7.1
	災害復旧費	0	0.0
その他の経費	物件費	5,956,082	16.0
	維持補修費	184,056	0.5
	補助費等	4,183,154	11.2
	積立金	454,219	1.2
	投資・出資	54,430	0.1
	繰出金	4,414,089	11.8
37,289,403	総額	37,289,403	100.0



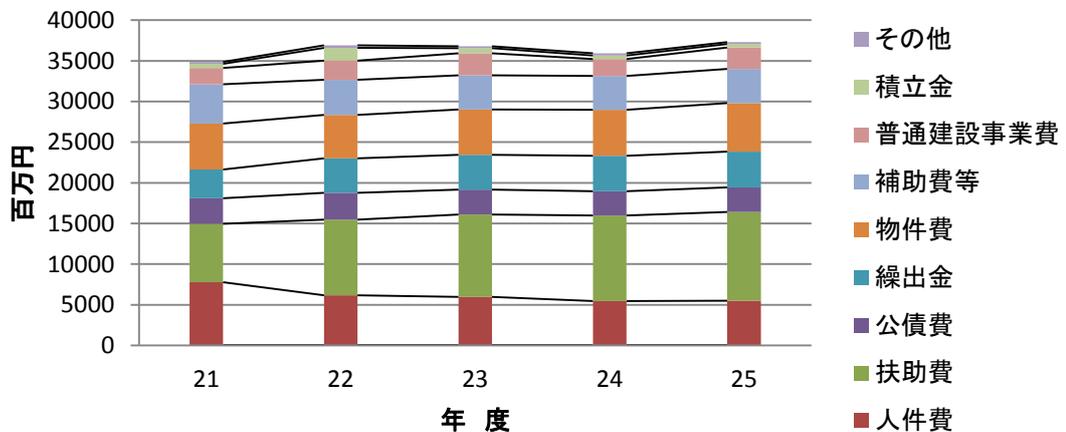
25決算で扶助費、物件費、人件費の順で歳出の6割を占める。
 5か年の推移の傾向 増加傾向 扶助費・物件費等 社会経済情勢の変化
 漸減傾向 人件費・公債費 行財政改革の成果

性質別歳出決算額の推移

(単位:百万円)

区分	21	22	23	24	25
人件費	7,755	6,145	5,935	5,437	5,478
扶助費	7,179	9,303	10,147	10,532	10,926
公債費	3,138	3,290	3,070	2,968	3,005
繰出金	3,558	4,242	4,250	4,367	4,414
物件費	5,642	5,334	5,601	5,660	5,956
補助費等	4,805	4,326	4,196	4,139	4,183
普通建設事業費	2,038	2,360	2,707	2,087	2,635
積立金	477	1,588	626	446	454
その他	233	283	250	281	238
合計	34,825	36,871	36,782	35,917	37,289

過去5か年の性質別歳出決算額の推移



5. 年齢（3区分）別人口

平成26年1月1日

市 別	人口総数	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳以上）		年齢不詳者
		総 数	構成比(%)	総 数	構成比(%)	総 数	構成比(%)	
総 数	4,099,405	526,446	12.8	2,649,596	64.6	923,361	22.5	2
八王子市	563,482	71,397	12.7	361,370	64.1	130,715	23.2	-
立川市	178,194	22,456	12.6	116,047	65.1	39,691	22.3	-
武蔵野市	140,527	15,708	11.2	95,016	67.6	29,803	21.2	-
三鷹市	180,194	22,063	12.2	120,933	67.1	37,198	20.6	-
青梅市	137,833	16,834	12.2	86,761	62.9	34,237	24.8	1
府中市	253,288	34,787	13.7	168,034	66.3	50,467	19.9	-
昭島市	112,905	14,474	12.8	72,542	64.3	25,889	22.9	-
調布市	223,691	28,164	12.6	149,971	67.0	45,556	20.4	-
町田市	426,222	58,025	13.6	266,715	62.6	101,481	23.8	1
小金井市	117,001	14,100	12.1	79,620	68.1	23,281	19.9	-
小平市	186,339	24,366	13.1	121,707	65.3	40,266	21.6	-
日野市	179,571	23,749	13.2	114,578	63.8	41,244	23.0	-
東村山市	152,088	19,530	12.8	95,987	63.1	36,571	24.0	-
国分寺市	118,697	14,541	12.3	79,521	67.0	24,635	20.8	-
国立市	74,385	8,842	11.9	49,953	67.2	15,590	21.0	-
福生市	58,821	6,654	11.3	38,864	66.1	13,303	22.6	-
狛江市	77,923	8,796	11.3	50,965	65.4	18,162	23.3	-
東大和市	85,297	11,721	13.7	53,186	62.4	20,390	23.9	-
清瀬市	74,216	9,597	12.9	45,379	61.1	19,240	25.9	-
東久留米市	116,417	14,645	12.6	72,157	62.0	29,615	25.4	-
武蔵村山市	72,169	10,881	15.1	44,801	62.1	16,487	22.8	-
多摩市	147,681	17,981	12.2	94,133	63.7	35,567	24.1	-
稲城市	86,169	13,407	15.6	56,541	65.6	16,221	18.8	-
羽村市	56,837	7,704	13.6	36,608	64.4	12,525	22.0	-
あきる野市	81,912	11,204	13.7	49,406	60.3	21,302	26.0	-
西東京市	197,546	24,820	12.6	128,801	65.2	43,925	22.2	-

資料：「住民基本台帳」

- (注) 1. 年齢不詳者（青梅市1、町田市1）は総数に含まれているが年齢別には含んでいない。
2. 構成比は小数点以下第2位で四捨五入のため100%にならない場合もある。

(4) 歳入・歳出の費目別推移

① 歳入の費目別金額の推移

歳入の費目別金額 (千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市町村税	17,516,527	17,306,504	17,214,418	16,923,599	16,721,836	16,635,812	16,357,274	16,164,937	16,115,275	15,876,326	15,721,090	15,677,281	15,447,275
地方譲与税	236,522	217,000	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988	231,988
地方交付税	2,207,055	2,388,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000	2,170,000
国庫・都支出金	8,656,250	8,305,613	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956	6,824,956
地方債	1,598,700	2,932,500	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507	2,069,507
諸収入	275,164	300,378	317,038	323,301	328,824	333,766	338,235	342,316	346,070	349,546	352,781	355,808	358,651
その他	3,665,436	3,562,465	3,360,526	3,363,649	3,366,245	3,368,448	3,370,352	3,372,010	3,373,256	3,374,336	3,375,276	3,376,092	3,376,804
歳入合計	34,155,654	35,012,460	32,188,434	31,907,000	31,713,356	31,634,477	31,362,312	31,175,714	31,131,053	30,896,658	30,745,597	30,705,632	30,479,180

② 歳出の費目別金額の推移

歳出の費目別金額 (千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	8,198,071	7,668,433	7,610,528	7,588,273	7,564,334	7,544,774	7,528,236	7,513,910	7,501,274	7,489,970	7,479,745	7,470,410	7,461,823
物件費	5,821,238	6,188,845	6,075,979	6,162,834	6,238,071	6,304,435	6,363,799	6,417,501	6,466,527	6,511,626	6,553,382	6,592,255	6,628,619
維持補修費	229,884	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530	169,530
扶助費	6,297,715	6,131,190	6,117,552	6,107,011	6,066,571	6,026,130	5,985,689	5,945,248	5,893,171	5,841,094	5,789,016	5,736,938	5,684,862
補助費等	2,868,436	3,268,722	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687	2,872,687
公債費	3,239,570	3,151,465	3,122,224	3,184,253	3,131,263	3,246,235	3,184,310	2,650,916	2,502,266	2,539,834	2,504,619	2,300,635	2,178,996
繰出金	4,002,759	3,817,671	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759	4,002,759
投資及び貸付金	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250	91,250
積立金	15,575	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171	49,171
建設事業費	2,765,699	2,720,701	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028	2,470,028
歳出合計	33,530,197	33,256,978	32,581,708	32,697,796	32,655,664	32,776,999	32,717,459	32,183,000	32,018,663	32,037,949	31,982,187	31,755,663	31,609,725

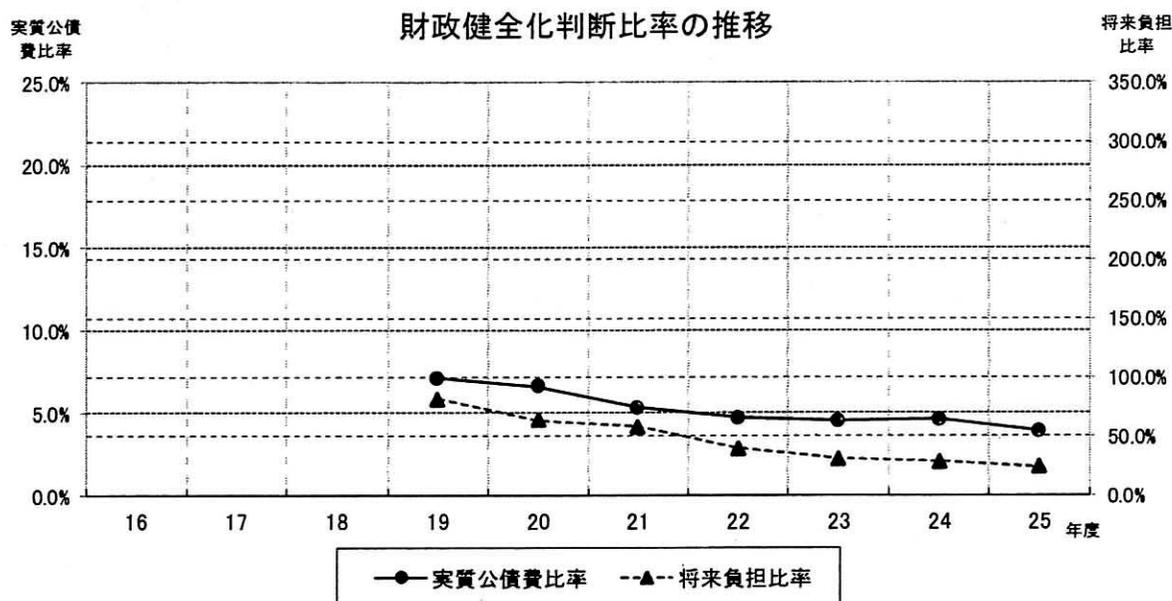
③ 歳入・歳出の差の推移

歳入・歳出の差 (千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
歳入総額	34,155,654	35,012,460	32,188,434	31,907,000	31,713,356	31,634,477	31,362,312	31,175,714	31,131,053	30,896,658	30,745,597	30,705,632	30,479,180
歳出総額	33,530,197	33,256,978	32,581,708	32,697,796	32,655,664	32,776,999	32,717,459	32,183,000	32,018,663	32,037,949	31,982,187	31,755,663	31,609,725
差引(歳入-歳出)	625,457	1,755,482	▲ 393,274	▲ 790,797	▲ 942,309	▲ 1,142,522	▲ 1,355,147	▲ 1,007,286	▲ 887,610	▲ 1,141,291	▲ 1,236,590	▲ 1,050,031	▲ 1,130,545

5. 財政健全化判断比率等

財政健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
					平成25年度算定比率	—
平成25年度算定比率	—	—	3.9	24.0	平成25年度算定比率	—
早期健全化基準	12.33	17.33	25.0	350.0	経営健全化基準	20.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0			



	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
実質赤字比率				-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率				-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率				7.1%	6.6%	5.3%	4.7%	4.5%	4.6%	3.9%
将来負担比率				82.1%	64.1%	58.3%	39.7%	31.2%	28.8%	24.0%

※ 実質公債費比率は左目盛り。将来負担比率は右目盛り。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、実質赤字額が無いため、「— (数値なし)」となった。

算定比率 = $-1 \times \text{一般会計等の実質収支} / \text{標準財政規模}$

※ 一般会計等・・・一般会計及び公営事業会計以外の特別会計との合計 (東久留米市は公営事業会計以外の特別会計が無いため、一般会計のみが対象)

※ 一般会計等の実質収支・・・1,260,453千円

※ 標準財政規模・・・21,773,325千円

早期健全化基準 = $\{20 + (\text{標準財政規模} + 1,000\text{億円}) / (120 \times \text{標準財政規模}) \times 100\} / 2$

財政再生基準 = 20.00% (固定値)

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、全ての会計において実質赤字額が無いため、「－（数値なし）」となった。

算定比率	=	-1 × 全会計の実質収支 / 標準財政規模				
※ 全会計の実質収支	・	・	・	・	・	1,560,378千円
(内訳) 一般会計等	・	・	・	・	・	1,260,453千円
国民健康保険事業会計	・	・	・	・	・	236,602千円
後期高齢者医療事業会計	・	・	・	・	・	48,922千円
介護保険事業会計	・	・	・	・	・	14,401千円
下水道事業特別会計	・	・	・	・	・	0千円
※ 標準財政規模	・	・	・	・	・	21,773,325千円
早期健全化基準	=	実質赤字比率の早期健全化基準	+ 5%			
財政再生基準	=	30.00%	(固定値)			

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、実質的な債務全てにかかる償還額の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、3.9%となり、前年度比0.7ポイント下降した。

算定比率	=	(平成25年度の単年度比率+平成24年度の単年度比率+平成23年度の単年度比率) / 3				
※ 単年度比率	=	{ (地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) } / { 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) }				
※ 地方債の元利償還金+準元利償還金	・	・	・	・	・	4,269,097千円
※ 特定財源	・	・	・	・	・	1,184,727千円
※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	・	・	・	・	・	2,562,894千円
※ 標準財政規模	・	・	・	・	・	21,773,325千円
※ 平成25年度の単年度比率	・	・	・	・	・	2.71455 %
※ 平成24年度の単年度比率	・	・	・	・	・	4.07028 %
※ 平成23年度の単年度比率	・	・	・	・	・	4.91807 %
早期健全化基準	=	25.0%	(固定値)			
財政再生基準	=	35.0%	(固定値)			

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。平成25年度は、24.0%となり、前年度比4.8ポイント下降した。

算定比率	=	{ 将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) } / { 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) }				
※ 将来負担額	・	・	・	・	・	40,281,958千円
※ 充当可能基金額+特定財源見込額	・	・	・	・	・	
+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	・	・	・	・	・	35,652,711千円
※ 標準財政規模	・	・	・	・	・	21,773,325千円
※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	・	・	・	・	・	2,562,894千円
早期健全化基準	=	350.0%	(固定値)			

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。今年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「－（数値なし）」となっている。

算定比率	=	資金の不足額 / 事業の規模				
※ 資金の不足額	・	・	・	・	・	0千円
※ 事業の規模	・	・	・	・	・	1,799,262千円
経営健全化基準	=	20.0%	(固定値)			

【別表6】

2 財政力指数

【出典：財政健全経営検討会議基礎資料その2】

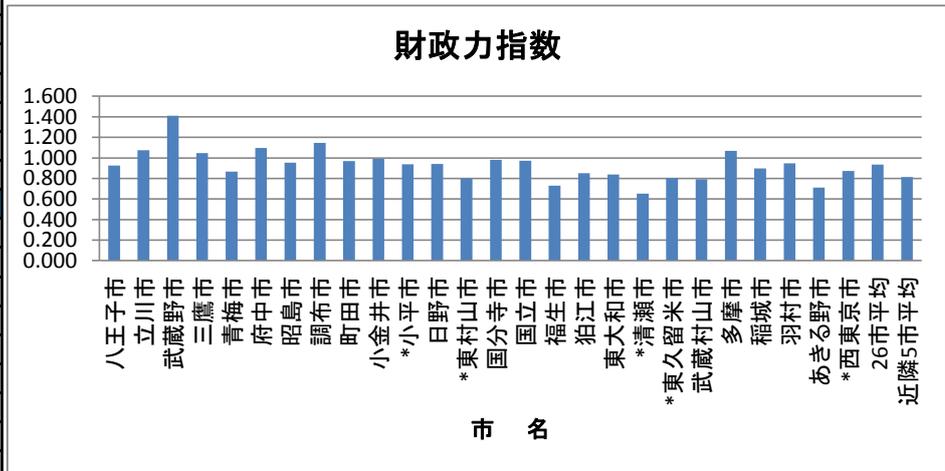
区 分	財政力指数
八王子市	0.924
立川市	1.074
武蔵野市	1.410
三鷹市	1.048
青梅市	0.868
府中市	1.097
昭島市	0.952
調布市	1.147
町田市	0.969
小金井市	0.990
*小平市	0.938
日野市	0.942
*東村山市	0.801
国分寺市	0.981
国立市	0.971
福生市	0.729
狛江市	0.851
東大和市	0.838
*清瀬市	0.653
*東久留米市	0.805
武蔵村山市	0.791
多摩市	1.067
稲城市	0.899
羽村市	0.946
あきる野市	0.711
*西東京市	0.872
26市平均	0.934
近隣5市平均	0.814
本市順位	21(降順)

地方公共団体の財政力を示す指標であるが、地方交付税法の規定により、算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られる数値の過去3か年の平均値により表される。

数値が高いほど標準的な財政運営に必要とされる経費を自治体自身の歳入でまかなえていることになり、単年度数値が「1」を超えた団体は普通交付税が不交付となる。

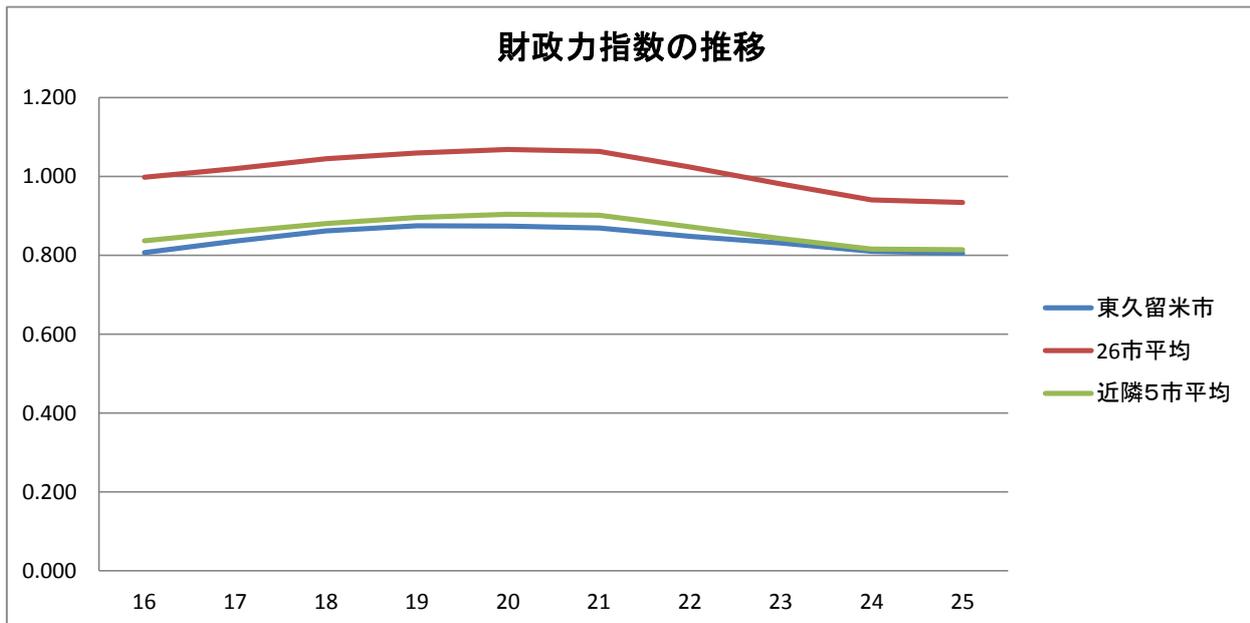
25決算で本市は0.805、26市中21番目に低く、24決算値を下回り、26市平均、近隣5市の平均値を双方とも下回っている。

平成20年度以降、財政力指数は下降を続けており、その背景には扶助費の増加などにより、基本的な財政運営に必要な経費が増加していることと、経済状況の悪化により自治体の収入が減少していることなどが考えられる。



※ 過去10か年の財政力指数の推移

区 分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
東久留米市	0.807	0.836	0.862	0.875	0.874	0.869	0.848	0.831	0.810	0.805
26市平均	0.998	1.020	1.045	1.060	1.069	1.064	1.024	0.981	0.941	0.934
近隣5市平均	0.837	0.860	0.881	0.896	0.904	0.902	0.873	0.843	0.816	0.814



◎ 国民健康保険 法定外繰入金の状況(平成25年度)

保 険 者 名	① 被 保 険 者 数 (年 間 平 均)	② その 他 一 般 会 計 繰 入 金	③ 被 保 険 者 1 人 当 た り 額	(参 考) 順 位 (③ 1 人 当 た り 額)
	人	円	円	位
八 王 子 市	161,965	6,677,050,246	41,225	4
立 川 市	50,212	1,997,708,360	39,785	6
武 蔵 野 市	35,163	1,141,499,568	32,463	18
三 鷹 市	47,040	1,870,000,000	39,753	7
青 梅 市	40,266	863,537,000	21,446	25
府 中 市	64,918	2,647,206,000	40,778	5
昭 島 市	32,994	1,072,083,000	32,493	17
調 布 市	57,884	2,545,463,000	43,975	2
町 田 市	117,904	4,477,153,866	37,973	10
小 金 井 市	27,999	955,000,000	34,108	13
小 平 市	48,082	1,840,203,197	38,272	9
日 野 市	45,839	1,542,840,000	33,658	14
東 村 山 市	42,356	1,262,927,675	29,817	19
国 分 寺 市	29,160	1,141,258,000	39,138	8
国 立 市	20,121	658,067,093	32,705	16
福 生 市	19,532	650,000,000	33,279	15
狛 江 市	20,654	589,329,447	28,533	22
東 大 和 市	25,088	551,585,000	21,986	23
清 瀬 市	21,525	741,745,000	34,460	12
東 久 留 米 市	33,930	500,000,000	14,736	26
多 摩 市	41,996	1,207,905,537	28,762	20
稲 城 市	21,005	603,098,000	28,712	21
羽 村 市	16,557	772,720,000	46,670	1
あ き る 野 市	25,397	550,000,000	21,656	24
西 東 京 市	52,650	1,900,000,000	36,087	11
武 蔵 村 山 市	24,408	1,009,590,000	41,363	3
計	1,124,645	39,767,969,989		
2 6 市 平 均	43,256	1,529,537,307	35,360	

※①被保険者数(年間平均)は、事業年報A表による

※②その他一般会計繰入金は、人件費・保険基盤安定繰入金・出産育児一時金・基金に対する繰入金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は除く

財政健全経営検討会議委員名簿

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	平井 文三	委員長
学識経験者	奥 真美	副委員長
公共的団体等の関係者	遠藤 清美	
公共的団体等の関係者	岩崎 友子	
公共的団体等の関係者	飯島 裕子	
公共的団体等の関係者	鷹羽 肅	
公共的団体等の関係者	栗原 和史	
公共的団体等の関係者	鈴木 久佐子	
公募市民	水越 泰弘	
公募市民	齋藤 京子	

財政健全経営検討会議審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成26年5月27日(火) 午後2時～4時35分	財政健全経営に係る基本的考え方
第2回	平成26年7月1日(火) 午後1時59分～4時30分	財政健全経営に係る基本的考え方
第3回	平成26年8月1日(金) 午後2時～5時5分	財政健全経営に係る基本的考え方
第4回	平成26年10月15日(水) 午後2時～4時24分	財政健全経営に係る基本的考え方
第5回	平成26年10月30日(木) 午後2時～4時35分	財政健全経営に係る基本的考え方
第6回	平成26年11月11日(火) 午後1時30分～4時	財政健全経営に係る基本的考え方